

平成26年2月定例会 県土整備委員会(付託)

平成26年3月3日(月)

[委員会の概要 県土整備部関係]

寺井委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

これより、県土整備部関係の審査を行います。

県土整備部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】(資料①)

- 議案第80号 平成25年度徳島県一般会計補正予算(第6号)
- 議案第91号 平成25年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第92号 平成25年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第93号 平成25年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第94号 平成25年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計補正予算(第1号)

【報告事項】なし

中内県土整備部長

今議会に追加提案いたしました県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料(その3)の目次を御覧ください。今回御審議いただきます案件は、平成25年度補正予算に係る一般会計・特別会計の歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債でございます。

それでは1ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から3段目、「計」の欄を横に御覧ください。左から3列目の補正額欄に記載しておりますとおり、今回、県土整備部合計で116億6,741万9,000円の減額をお願いしております。

その右隣の計欄には補正後の額を記載してございますが、521億6,548万2,000円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。次に2ページをお開きください。特別会計でございます。

公用地公共用地取得事業特別会計など、4つの特別会計の補正総額は、最下段の左から3つ目でございますように、11億3,251万9,000円の減額となっております。

続く3ページから21ページまでは、補正予算に係る各課別の主要事項説明についてでございます。

まず県土整備政策課でございますが、表の右側、摘要欄に記載しておりますとおり、職員の人件費の決定に伴う補正などをお願いしており、最下段、補正額の欄でございますように、合計で5億5,776万6,000円の減額となっております。

4ページをお開きください。建設管理課でございます。

土木企画調整事業費の決定に伴う補正など、合計で156万7,000円の減額となっております。

5ページを御覧ください。用地対策課の一般会計でございます。

用地事務指導促進事業費の補正など、合計で1,804万2,000円の増額となっております。

6ページをお開きください。

公用地公共用地取得事業特別会計におきましては、公用地公共用地の先行取得額及び繰出金の決定に伴う補正など、合計で13億6,252万2,000円の減額となっております。

7ページを御覧ください。都市計画課でございます。

都市計画諸費の決定に伴う補正など、合計で286万8,000円の増額となっております。

8ページをお開きください。住宅課の一般会計でございます。

建設基準法等施行費の決定に伴う補正など、合計で2億8,313万4,000円の減額となっております。

9ページを御覧ください。

県営住宅敷金等管理特別会計におきましては、県営住宅共同施設整備費の決定に伴う補正として680万円の減額となっております。

10ページをお開きください。営繕課でございます。

営繕受託事業費の決定に伴う補正など、合計で221万円の減額となっております。

11ページを御覧ください。河川振興課でございます。

国直轄事業費、広域河川改修事業費の決定に伴う補正など、合計で1億9,301万9,000円の減額となっております。

12ページ及び13ページにつきましては、砂防防災課でございます。

災害関連事業費、災害復旧事業費の決定に伴う補正など、13ページの最下段に記載のとおり、合計で91億3,000万8,000円の減額となっております。

14ページをお開きください。水・環境課の一般会計でございます。

廃棄物処理施設管理指導費の決定に伴う補正など、合計で2,777万4,000円の減額となっております。

15ページを御覧ください。流域下水道事業特別会計でございます。

旧吉野川流域下水道の維持管理に要する経費の補正など、合計で474万1,000円の減額となっております。

16ページをお開きください。道路政策課でございます。

国直轄事業費の決定に伴う補正など、合計で2億771万5,000円の減額となっております。

17ページを御覧ください。道路整備課でございます。

交通安全対策に要する経費の補正として、1,770万円の増額となっております。

18ページをお開きください。高規格道路課でございます。

高速道路建設に係る用地事務等に要する経費の補正として、1,606万9,000円の減額となっております。

19ページを御覧ください。運輸政策課の一般会計でございます。

港湾改修事業費、港湾海岸保全施設整備事業費の決定に伴う補正など、合計で12億7,026万4,000円の減額となっております。

20ページをお開きください。港湾等整備事業特別会計でございます。

臨海土地造成事業費における県債の元利償還金の補正など、合計で2億4,154万4,000円の増額となっております。

21ページを御覧ください。交通戦略課でございます。

地方バス路線対策費の補助金の決定などに伴いまして、合計で1,650万3,000円の減額となっております。

23ページをお開きください。このページから25ページにかけては、既に御承認を頂き、事業を実施しております、一般会計における継続費の変更についてでございます。

園瀬橋上部工架設事業、加賀須野橋上部工架設事業、出合大橋上部工架設事業につきまして、それぞれ年割額及び支出状況等を記載してございますが、いずれも平成25年度の進捗状況に伴い、年割額や財源を変更しようとするものでございますので、所要の補正につきまして、よろしく願います。

次に26ページをお開きください。このページから43ページまでは、繰越明許費でございます。

各事業の進捗状況を精査いたしました結果、平成26年度に事業費の一部を繰り越して事業を執行する繰越明許費の御承認をお願いするものでございます。

このうち、34ページにかけては、一般会計の追加分といたしまして、今回新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載してございます。

追加分の合計は、34ページの最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、29億3,007万8,000円となっております。

また、35ページから40ページにかけては、一般会計の変更分といたしまして、11月定例会において御承認いただいた事業につきまして、翌年度繰越予定額の変更を記載してございます。変更分を反映した補正後の合計は、40ページの最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、237億8,819万1,000円となっております。

続く41ページから43ページは、特別会計に係る繰越明許費でございます。

41ページの公用地公共用地取得事業特別会計におきましては、翌年度繰越予定額1億1,660万円と、続く42ページの港湾等整備事業特別会計におきましては、翌年度繰越予定額2億7,000万円となっております。

43ページを御覧ください。流域下水道事業特別会計におきましては、先議で御承認いただきました事業につきまして、翌年度繰越予定額の変更を記載しており、変更分を反映し

た補正後の額は1億3,579万5,000円となっております。

これらの事業につきましては、計画に関する諸条件などの理由により、年度内の完成が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございまして、事業効果の早期発現が図られますよう、今後ともできる限りの事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

44ページをお開きください。債務負担行為でございます。

徳島県月見が丘海浜公園と旧吉野川流域下水道の管理運営につきましては、平成25年度から27年度までの間、指定管理者に行わせることとしておりますが、消費税率の引上げに伴い、必要となる指定管理料につきまして、追加分として、それぞれ記載の額を限度とした債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

最後に45ページを御覧ください。地方債でございます。

港湾等整備事業特別会計におきまして、今回の補正に伴い、財源に充てる県債の限度額の変更をお願いするものでございます。

以上で、追加提案いたしております案件の御説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

寺井委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

児島委員

最後の委員会でございますので、特に震災対応の関係で何点かお聞きをしておきたいと思ひます。

新聞報道されておりましたけれども、いよいよ2014年度に完成を目指します鳴門市、松茂町、北島町、徳島市の横断道に津波避難所が建設をされるということでございます。これも報道されるまで、資料不足で私も知らなかったわけでございますが、やはり震災に備えてこの避難所というのも鳴門市、松茂町、北島町、徳島市のほうで対応していただいておりますということに感謝を申し上げます。この内容については今まで当初からの報道がなかったわけでありまして、この横断道の津波避難所については、鳴門市、松茂町、北島町、徳島市のほうからいつの段階で要請があったのか、そしてまた津波避難所については、2014年度完成の状況についてはどういう状況になっておるのか、お聞きをいたしたいと思ひます。

新居高規格道路課長

四国横断自動車道、鳴門徳島間ののり面等を利用した津波避難場所の設置についての御質問を頂いております。

まず、2市2町からいつ頃要請があったのかという御質問でございます。

徳島市につきましては、実は今回の協定に先行する形で3者協定というのを結んでおりまして、それに基づきまして、徳島市につきましては川内町で2か所先行的に整備が進められておるような状況でございます。それから、残る松茂町、北島町、鳴門市でございますけれども、昨年度ぐらいから、要請と申しますか、徳島市の避難場所として非常にいいんじゃないかということで、1市2町でもやっていきたいとの御相談がございまして、今回、県とNEXCOを含む6者の協定を結んだということでございます。

それと、来年度予定されております横断道の開通に間に合うのかという御質問でございます。

これにつきましては、先行しております徳島市の分につきましては、そのつもりで整備も先行しておりますので間に合わせるということで、あとは実際に事業化されておりますのが、北島町の2か所のうち1か所が現在事業化されておまして、それにつきましても高速道路との同時供用を目指していくというところでございます。

あと、鳴門とか松茂につきましては、これから高速道路保有・債務返済機構との許可申請をしまして、許可が下りた後の整備ということになります。極力同時供用、同時完成を目指していくということで2市2町も頑張っていくという状況でございます。

児島委員

やはりこういった避難所というのは、市側から要請があるというのではなくして、これができる段階で県当局も逆に指導をして、同時にやはり避難場所というのは本当に高速道路が完成して良かったというような、こういう状況でやらなくてはならないというのが1点ありますのと、もう一回お聞きしたいのは、やはりこれからの地震で一番津波が心配されております県南の高速道路に対する避難所の問題があるわけでありまして。この点も、県南の各市町村にこういった要望が出てきているのかどうかもお聞きをいたしまして、もし出てきてないのであれば、やはりこれから積極的に県側のほうからも、そういった高速の避難所というのは重要になってくるわけでありまして、そういった点を推し進めていくのかどうか、この点についてお聞きをいたしておきたいと思っております。

新居高規格道路課長

避難場所の設置について市町を指導すべきではないかという御質問がございました。

基本を言いますと、避難場所の設置については市町村の仕事ということになっておりますけれども、これまでは要望を受ける形で我々も一緒にやってきたということでございますので、御理解願いたいと思っております。

それと県南への状況でございます。

新直轄区間で小松島市から南でございますけれども、まず小松島市につきましては、南海トラフの巨大地震の津波によりまして市街地のほぼ全域が浸水するというので、小松島インター付近におきましても最大で2メートルほどの浸水深が想定されております。そこで昨年度、前原、田浦、新居見という3つの地区でございますが、高速道路の対策協議会でございまして、そこから事業者である国に対しまして、「高速道路の盛土のり面

への津波避難場所の設置」が要望されておるところでございます。こうした中、小松島市におきましては津波避難場所の確保が困難な地域につきましては、高速道路の盛土のり面の活用も含めまして避難場所を定めていくという方針でございますので、現在市の津波避難計画の見直しを進める中で、避難場所の位置とか規模等の具体化作業を進めているといった状況でございます。

また阿南市におきましても、沿岸部では広範囲にわたりまして津波による浸水が想定されておりますけれども、現在、阿南市につきましても津波の避難計画を見直しをしているというところでございます。浸水区域が高速道路と2キロメートル以上離れているということもございまして、高速道路のところは浸水しないということでございます。現時点におきましては、津波避難場所として高速道路の活用といったことは阿南市は考えていないような状況でございます。そういう状況でございますが、今後、小松島市、阿南市から高速道路を活用しました津波避難場所の設置場所や構造、計画が具体化した際には、県が市と連携いたしまして、避難場所の設置が実現できますように国土交通省に強く働きかけてまいりたいと思っております。

児島委員

わかりました。小松島市のほうについては、是非とも早急に掛かっていただいて、そういった避難場所の設定というの、逆に県側のほうからそういった御指導を頂けるような形をとっていただきたいし、また阿南市から県南については特にそういった状況が懸念をされるわけでございますので、道路がいよいよ完成してから掛かるやいうんでなくして、ただいまも申し上げましたように、この点については高速道路というのは避難場所の一環として、住民ができるように期待をしているところでございますので、その点十分をお願いをいたしておきたいと思っております。

次に、これも報道されておったわけですが、インフラの老朽化対策の一環として、国土交通省のほうは、本年度から導入する地方自治体管理の道路橋約65万か所を点検して、補修を震災のためにしていくということでございますが、こういった道路橋について各市町村の状況とか県の状況とか、そういったのは現在のところ把握できておるのか、そしてどういう形でこれから国に向けてしていくのか、この点をお聞きをいたしたいと思っております。

久保予防保全担当室長

橋梁の点検と診断結果と修繕の状況についての御質問でございます。

まず県管理橋梁についてでございます。県管理の15メートル以上の橋梁につきましては664橋ございますが、5年に1回の定期点検を行いまして橋梁の異常や損傷を早期に発見するとともに、その結果に基づきまして「橋梁長寿命化修繕計画」というのを立てて計画的に修繕しているところでございます。

新聞報道の中で4段階に分けての点検の結果ということがございました。この緊急な補修が必要とされる「緊急措置段階」の橋梁につきましては、県管理橋梁につきましては8橋でございます。それにつきましては既に修繕にも着手しておりまして、6橋については

完了しております。あと残りの2橋につきましても、いわゆる緊急的な損傷部分の修繕につきましては終わっております、現在はその他の部分の予防保全的な修繕を計画的に行っているところでございます。

もう一つ、その次の段階、いわゆる四～五年で早目に対応しなければいけないといった「早期措置段階」につきましては48橋ございました。それにつきましてもすべての橋梁につきまして修繕事業に着手しておるところでございます。

市町村関係の点検結果についてでございますけど、市町村の15メートル以上につきましては全部で1,189橋ございます。それにつきましてはすべて点検済みでございます。それについて同様に「緊急対応」とか「要補修」につきましては約16%ぐらいの割合で点検されておまして、それにつきましても緊急度の高いところから順次修繕しているというふうに聞いております。

児島委員

調査については事前に県の橋にも市町村の橋にもしていただいておりますが、やはりこの段階を今お聞きをしたところでありまして、震災で果たしてこういった「段階」によって、これはいけると思った橋が、東日本大震災でありますとか、阪神淡路大震災でもそうだったわけでありまして、決してこういった基準を疑うわけではないのですが、再度十分に点検をしていただいて、やはり津波が来ても心配ないというような橋に向けて再度調査なり点検をお願いをいたしておきたいと思っております。

もう一点は、これも震災に関しての桑野川と那賀川の関係でございますが、これもこの1月31日に国土交通省四国地方整備局と本県のほうで会議を開いて、これからの那賀川水系の河川整備計画の進捗とか、計画等の報告があったようでありまして、この会議で新たに整備計画に桑野川の河口堤防の耐震、液状化対策と那賀町の桧曾根地区の浸水対策が新たに盛り込まれたということでございますが、やはり一番心配をいたしております桑野川もそうでございますし那賀川もそうでございますが、堤防の耐震化という点がございまして、この点について、今の耐震の堤防の整備等の状況、推進そして今後の見通しについて、まずお聞きをいたしたいと思っております。

森河川振興課長

那賀川、桑野川における直轄事業の地震津波対策の状況でございます。

まず冒頭に委員のほうからお話ございましたけれども、去る1月31日におきまして那賀川水系河川整備計画の点検ということで会議を催させていただいております。その内容でございますけれども、那賀川水系の河川整備計画は平成19年に策定しております、その後の流域におけます社会状況の変化、また東日本大震災からの教訓、そういうものを踏まえまして、必要なものを見直しを行うということで点検を行ったものでございます。

委員のほうからもお話ございましたけれども、その内容といたしまして桑野川におけます地震対策を追加すべき、あるいは県管理でございますけれども那賀川の支川の宮ヶ谷川の整備計画を見直すべきというようなお話を頂いたところでございます。

それで那賀川の河口におきます河川の整備でございますけれども、今現在、那賀川および桑野川におきまして、国直轄におきまして堤防の補強、液状化、地盤沈下に対します補強対策工事を進めておるところでございます。その進捗でございますけれども、現在、失礼いたします。

寺井委員長

小休します。(11時03分)

寺井委員長

再開します。(11時04分)

森課長、進捗状況は後で言ってあげて。

森河川振興課長

はい。

児島委員

鋭意掛かっていただいておりますけれども、やはり国のほうの予算も伴うことでありますし、別の負担ということもあるんでしょうけれども、この中で一番気になっておりましたのが、この河川の整備計画というのが新聞の報道にもあったように、おおむね30年を計画期間として平成7年に策定されておるわけでございますが、やはり明日来るかわからないようなこの震災、そしてまた津波の中で、こういう長い時期ではとてもそれは対応できないと思いますので、この点も十分計画も見直していただいて、早い機会に、国へ向けてもそうでございますが、こういった対応ができるようにしなければ、やはり我々南の地元としては、桑野川の堤防が切れて大水害、被害が起こることになってしまったら本当に大変なことになりますので、その点をできるだけ早い期間にこういった堤防耐震化というのができますように、是非とも国へ向けて県当局もお願いできたらと思うんですが、この点だけを。

森河川振興課長

今委員のほうからお話ございましたけれども、南海トラフの巨大地震を迎え撃つということで、河川におけます地震液状化対策は非常に大切だと思ってございます。県におきましても直轄に協力、連携するとともに、国に対しまして早期に事業完了できますように引き続き強力に要請してまいりたいと考えてございます。

先ほどちょっとお話ございました進捗状況ということでございます。すみません、具体的な数字は今持ち合わせてございませんけれども、ごく最近まででございますけれども、現在までで延べ約4.1キロメートルの工事発注がされておって工事が進められておると。そのうち一部につきましてはもう工事完了しておるとお聞きしてございます。

児島委員

最後の質問になります。直接震災の関係ではないんですが、2月初旬と中旬に徳島県においても大雪があったわけでありまして。通勤通学はもとよりでございますが、議会の開会が遅れるほどの本当に大雪であったわけでありまして。しかし、やはりこの交通が大渋滞した中での大雪への対応というのも道路関係を管理する県土整備部とか、いろんな関係でもしなければならぬところでありまして、この雪の対策といいますか先般の大雪にかんがみまして、県としてのこれからの対応についてお聞きをして終わりたいと思います。

久保予防保全担当室長

大雪に伴う対応のことについての御質問でございます。2月14日の対応について御説明させていただきます。

前日に気象台から発表されました大雪情報を受けまして、前日に各庁舎のほうに対応を指示しまして、各庁舎は大雪に備える体制をとっております。各庁舎におきましては14日の早朝から、例えば吉野川の長大橋とか山間部の峠など、積雪や凍結のおそれのある箇所につきまして除雪や凍結防止剤の散布をしたところがございます。ただ徳島環状線の末広大橋につきましては、早朝から作業をしましたが、路面の状況等を警察とも協議した上で、やむなく全面通行止めにしたということで、夕方には作業を終えまして解放しております。

今後につきましても、まず事前にいろんな情報を入手した上で素早く対応できるようにということと、もう一つは各情報につきまして警察や消防とかマスコミ等を通じて住民の方にも迅速に情報が伝わるようにというふうなことを考えてございます。

児島委員

終わらせていただきますけれども、やはり北陸とか長野をはじめ大雪、東京もそうございましたけれども、やはり今の自然の状況というのは、いつ大雪が降るかわからないような、四国もそんな状況であるわけでありまして。先般の大雪というのは、通勤通学はもとよりでありますけれども、事故とかいろんな心配がされたわけがございます。今もお話があったわけでございますが、やはり警察はもちろんでございますが、自衛隊とかそういった方々と連携を十分とっていただいて、早急に雪の対策ができるような取組を今後是非ともお願いをいたしておきたいと思っております。

重清委員

今の大雪対策で、私もこの4月でちょうど12年になるのですが、今年は2回です。その前に2回雪で同じように遅れて、私の委員会の時はもう昼過ぎで、着くのが1時、2時です。4年に1回ぐらい雪で大渋滞になるのですが、あれから何か対策をとってるんですか。特に県南のほうからの渋滞、これは何が原因で、末広だけなのか、8日も大体通行止めでフェリー以外は全部四国から出られなかったという状況でしたが、それから1週間後です。

どんな対策をとってるのか、原因は何かというところをまずお聞きします。

久保予防保全担当室長

渋滞の原因についての御質問でございます。

まず1点目は、路面の積雪等によりまして車が主要幹線道路に集中したことによりまして、旅行速度が普段に比べて低くなったことと、それと先ほど言いました末広大橋とか、徳島自動車道が通行止めになりまして国道11号、55号、192号等に車が集中したことが原因と思われま。

重清委員

渋滞はどこからスタートするんですよ。徳島県の道路の渋滞はどこから発生しているんですか。その交差点か、吉野川大橋で発生したのか、鳴門市の出口で発生したのか、どこからが原因ですかという話を聞いてるんですよ。どこかが起点になってるはずなんですよ。それか全部渋滞だったのか。早く出た人はスムーズに着いたんでしょ。通勤ラッシュの時間からどんどん渋滞が続いていたと思うんですけど、どこかというのは分からないんですか。今隣の県警に行ったら大体のデータはあるんでしょ。どこが何時にどうなったとか。問題のところはどこなんですか。来ている人間はどこが渋滞してるか分からないんですよ。そのところを確認してないんですか。

神野道路整備課長

当日の渋滞の状況でございます。

14日の午前中には、例えば国道55号につきましては県庁前の交差点から赤石トンネル付近まで、それから国道11号につきましても県庁の交差点から鳴門市との市町の境の付近まで、それから国道192号につきましては本町の交差点から石井町との境付近まで、さらに県道徳島小松島線につきましても県庁交差点から小松島市役所付近までということでございますので、要は徳島市の中心部、国道11号、55号それから192号がT字に交差していますけれども、そういった徳島市の中心部を中心に大きな渋滞が発生した。さらに朝の通勤ラッシュ等が重なってまいって、通常の何倍もの渋滞になったというふうに考えておるところでございます。

重清委員

今聞いたら、本町の交差点と県庁の横の交差点ということですが、それだったらそれに対してどういう対策をとる考えでいるんですか。これが起こるのは3年に1回ですよ。私は12年ですが、その間何もしてないのかという話です。

神野道路整備課長

委員から、平成18年の確か3月だったと思うんですけども、御指摘いただいております。

その後やってきたことと言いますと、1つには情報提供ということになるろうかと思うんですけれども、県のほうで防災情報システムというのを平成18年の秋に整備いたしまして、いろんな通行規制でございますとか、雨量でございますとか、水位さらには地震等も含めました各種防災情報を統合して、ホームページ上で一括して管理提供するようなシステムを構築いたしております。そのことによりまして、情報提供が幅広く、迅速かつ的確な形で行えるようになるということで、道路利用者等の安全と利便性に貢献するんじゃないかと考えておるところでございます。

さらに、平成18年以降の道路整備でございますけれども、御存じのように東環状線の阿波しらさぎ大橋でございますとか川内工区等、さらには直轄の南環状道路の国道55号から法花大橋等、いろいろ整備が進んでおるところでもございます。

雪の降り方や凍結の具合等、時々によって状況も違いますので、なかなか一概には比較は難しいのかなと思うところでございますけれども、我々といたしましては抜本的な対策といたしまして、やはり道路整備を進めていくことが大きな対策になっていくのかなと思いますので、今後とも一生懸命取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

重清委員

平成18年って、確か平成14年でしょ。出たばかりの時にも雪で遅れてきた記憶はあります。

それと雪の時はね、雪が降ってるからドクターヘリも飛べないんです。あんな状況で2時過ぎにこっちから帰ってきたのですが、まだ南は全部渋滞だった。ああいう状況で救急車来て路肩へよけてと言ったって、よけたら次動かなくなります。次から次へとそういうふうになっていくのに、救急患者を運ぶ時どうするんだというのが、あの時大変厳しい状況になっているんですよ。

一体あの時県庁の職員はみんな遅れないで来たのかと、この時に対処するのは全部車で来させたのかと、緊急の時は電車で来させたのかと、どういうふうにしたのかと。みんな大体が車で来ているのと違いますか。大雪になるのが分かってて、渋滞するのが分かってて、同じような通勤システムでいってるんですか。

これは明日の危機管理部でも聞くが、まずは道路が一番と思うので、ここで聞いているんですけどね。

県土整備部としてはどういう対策をとっているのか。渋滞は仕方ないと、今から整備しますというのでいくのか。

どの道を早くしないといけないか、というのができてないのと違うんですか。

末広大橋は毎回雪が降って止まりますと、渋滞しますと。だったら次の対策をどうするんですか。何で12年も掛かって対策できてないんですか。早くどうするかというのを見せてくれませんか。救急車が動けないんですよ。あれだけ詰まってしまったら、にっちもさっちもいきません。そのあたりの連絡網と言ったって、どこがどうなってるのか全然分かりませんよ。この対策をもうちょっと抜本的に考えていただけませんか。毎回ですよ、これ。

新居高規格道路課長

まず1点目の2月14日、委員会のあった日だと思いますけど、どういう対応をしたかということで、実は私ごとで恐縮ですが、私通常は自家用車で通っておりますけども、事前の情報もございましたので、当日はJRで来たところでございます。10分弱ぐらいはJRも遅れましたけど、ほぼ定刻に来れたということで、そういう対応をとった職員が多かったように思います。それが1点でございます。

それと抜本対策でございますけども、徳島市内の交通渋滞につきましては、降雨の日だけでなく平日からかなり慢性化しておるということで、県内の国、県、警察も含めて渋滞対策に関する協議会を作っております、どういう対応をしていこうかということで協議をしております、その中で先ほどの道路整備課長の答弁と重なりますけれども、そもそも徳島市というのは都市機能が集積しております、市内中心部を流れる吉野川が南北方向の交通を分断している。それから市内中心部にドンと眉山が位置しております、その付近の道路網が空白になっている。こういった都市構造がございまして、南北方向につきましては、吉野川に掛かる橋梁での速度低下とか渋滞が平日においても発生しております、吉野川渡河部、橋梁部分がボトルネックになっておるということでございます。それから南北方向と東西方向の市内中心部への流入とか流出交通と通過交通が、結節点である徳島市内中心部に集中、本町の交差点と考えていただいてもいいと思いますが、交通が集中するために道路の容量が不足しまして、速度低下それから渋滞が発生している。

こういった都市構造とか状況に対してどう対応していくかということですが、まず吉野川渡河部のボトルネックを解消するため、交通集中を分散する対策としましては、四国横断道の鳴門から徳島東間の整備、それから南北方向の通過交通と市内への流入交通を分散して容量を確保する、こういった施策としましては同じく四国横断道の鳴門阿南間の整備、それから阿波しらさぎ大橋も含みますけれども、徳島東環状線の整備なんかを進めてございます。

それから東西方向の交通の分散ということで、国土交通省におきまして徳島南環状道路の整備を推進していただいております。平成26年度には四国横断道鳴門徳島インター間が部分開通いたします。まだちょっと吉野川は渡河はできませんけども。また南環状道路につきましては、県道徳島宮倉線から国道438号の約2.2キロメートルが供用されるということで、市内の渋滞緩和に大きく寄与するのではないかと期待されておるところでございます。

こういったいろんな渋滞対策としての道路整備があるんですけども、いずれもちょっと大きな事業でございますので、時間は掛かっておりますけども、全線が一日でも早く供用されるように県としても引き続き力を入れますし、国、NEXCO西日本等に働きかけるとともに協力してまいりたいと考えております。

重清委員

今、渋滞対策いろいろ言いましたが、県南の道路は渋滞がひどくなっています。勝浦橋

のところはもう慢性化しています。全然解消できていない。鳴門へ抜けられません。それに対してはどうするんだと。阿波しらさぎ大橋ができたところで変わりません。早く橋を掛けないといけないというのが分かってるんだったら、すぐに進めてください。

今の吉野川の下流だって一緒ですよ。どこかの党が今から計画変更だと、何か言ってるけど、そんな余裕はないです。一日も早く進めてください。動きません。私などは、いつまでたっても空港へ行くまで3時間以上の時間をかけないと行けないという状況です。そこへまだ渋滞がどんどん重なってきてるんです。

今、南の渋滞はひどいです。一日も早く進めてください。何を余裕もってゆっくりゆっくりやってるんですかという感じですよ。10年たってこれだけしか進まないのかと、渋滞だけがひどくなってるんですよ。

高速道路が絶対必要です。今回、阿波市に企業誘致が来たのも「高速道路があるから来ました」でしょ。県南は来ませんよ。これだけ差を付けられて、県南は厳しいですよ。その上まだ渋滞が重なってきてる。

今回も用地をたくさん余らせているけれど何をしてるんだという話ですよ。用地が進まないと事業はできないでしょ。半分以上も用地を使わないで用地対策課は何をしてるんだと、分かっててこんな状況ですか。減額補正して、用地対策課に人がいないんですか。減らしてるんですか。これだけ消化できなかったという理由も説明してくれますか。

篠原用地対策課長

ただいま委員のほうから用地の特別会計の減額補正につきまして御質問を頂きました。

用地の特別会計でございますけれども、用地取得費が通常一般会計予算の枠を超えたりあるいは措置をされていないといった場合、そういう場合におきまして事業の進捗を図るあるいはタイムリーに用地の取得ができるようにということで、一般会計への補完的な役割を成しておるといったところでございます。

そして、今回減額をさせていただきましたのには、1つは用地交渉が一部難航をしておるということで、今年度内の契約あるいは見通しがほぼなくなった、難しくなった。また、これは昨年の11月補正等でございますけれども、一般会計予算において対応が可能になったといったことなどから、今年度の用地取得費を約5億6,000万円減額するというものでございます。

2つ目といたしまして、実はこの特別会計、この用地取得費の財源が土地開発基金というのが財源となっております関係上、前年に用地取得をした経費については、その次の年に特別会計を通じて土地開発基金のほうへ償還しなければいけないという仕組みになってございます。したがって平成24年の用地取得、実績が約1億5,000万円なんですけれども、これを実績が確定したということで、土地開発基金への償還額が約7億8,000万円必要なくなったために減額をするということで、合わせまして約13億円の減額の補正を今回お願いをするというところでございます。

重清委員

この上の13億5,400万円は不用というか、減額になってるんでしょ。下のこの基金積立金はどういう予算ですかという話を今聞いてるんですけどね。

分かりやすく簡単に言ってくれますか。

これについては、土地が要らなかったんでしょ。要らなかった金額は幾らかと、当初予算を組んでいて用地取得に掛けようと思ってたのが幾らですかと。そのうち基金にいったのが、一般財源にしたのがこれだけですかという説明について、簡単でいいのでしてください。

篠原用地対策課長

誠に失礼をいたしました。再度簡潔に御説明をさせていただきます。

いわゆる今年度の用地取得費といたしまして当初9億4,000万円、これを当初予算で計上しておりましたが、先ほど申し上げた理由によりまして今回約5億6,000万円を減額すると、それが1つでございます。

2つ目でございますが、先ほども土地開発基金へ、これが用地取得費の財源となっておりますわけですが、平成24年度に用地取得をした経費につきましては、その翌年すなわち平成25年に特別会計を通して基金のほうへ償還をするというふうな手続がございます。したがって、直接用地取得費、今年度ではございませんけれども、土地開発基金への償還金が当初約9億4,000万円を計上しておりましたが、結果的に平成24年度の執行額が約1億5,000万円ということでございまして、約7億8,000万円を減額すると。合計をして約13億6,000万円を今回お願いしておるといところでございます。

重清委員

ですから今言ったのは、事業費として土地取得の予算を当初組んでいたうちの7億くらい要らなかったという話でしょ。その理由は何ですか。何で要らなかったのか、土地を。だから最初言ったように交渉が今年度中にできなかったのがこれだけあるのか、そのところがこれでは分からないんですけどね。私はここの部分を聞いています。

篠原用地対策課長

まず平成25年度の用地取得につきましては、これは11月も含めた補正予算によって一般会計で対応ができるようになったということ、あるいはもう用地交渉の進展の見込みがなくなったというこの2点で約5億6,800万円を減額と。さらに平成24年度のそもそも用地取得費でございますけれども、これが約9億4,000万円ございました。そして、結果的に2月の国の大型補正といったものもございまして、これも平成25年度と同様に一般会計予算で当初特会で予定をしていた用地取得費が対応可能になったということで、実はこの7億8,000万円余りを平成24年については不必要になったといところでございます。

重清委員

5億6,000万円のうち用地取得ができなかったというのは幾らですか。一般財源に振り

替えたというのではなく、それは幾らですかというのを聞いてるんですよ。

寺井委員長

小休します。(11時34分)

寺井委員長

再開いたします。(11時34分)

篠原用地対策課長

平成25年度の用地取得費の関係では、当初9億4,000万円といった予算、用地取得費ですがございました。そのうち用地交渉が難航ということで、今回減額補正をさせていただいているのが約5,500万円でございます。その理由でございますけれども、相続の関係でありますとか、境界が確定しないといったこと、あるいは移転先の候補が最終定まらないといった理由によって、この約5,500万円を減額しようというところでございます。

重清委員

5,000万円だけだったという話。もう確認しませんけどそれは間違いないですね。委員会で言ってるんだから、訂正はないと思いますけど。私も時間がありませんので次にいきますけど、組んだ予算はきっちりと執行していただきたい。繰越しとかするんだったらきちんとした理由を付けて説明をしていただきたいと思いますので要望しておきます。

それと先ほどの道路ですけど、雪の時に本当に四国から出るのはフェリーだけなんですよ、動いたのは。

フェリーは共通料金の時に話が出ました。1,000円の時にやっぱりフェリーは必要ということでいろんな対策を講じたんですが、最近何も言ってません。どんな状況になってるんですか。フェリーは必要ですよ。今回のことで特に思いました。交通ネットワークはやっぱりあらゆるものを残していかないとだめだなと思いますので、そのところどうなんでしょうか。

秋川交通戦略課長

フェリーについてですが、確か平成21年度の高速道路1,000円の時に、徳島県、和歌山県、南海フェリーそれぞれお金を出しまして対策を講じてまいりました。現在見えないということで、ちょっと私どもの努力不足で申し訳ございませんが、とにかくフェリーに人を乗せる、車を載せる対策が必要であろうということで、ソフト事業に転換しましてフェリーの便利さとか、特に人が乗る場合は安いですよというようなキャンペーンを様々に打っております。例えば現在徳島難波間を「好きっぷ2000」という料金体系がありまして2,000円で難波まで行けるといような安い料金体系をとっておりますし、徳島港においては乗る方についてはマイカーで行っても無料で駐車して人だけは乗れますよというようなキャンペーンも張っております。

さらに、バイクとか自転車については、これは県というより徳島市、和歌山市がやっているんですけども、秋以降のキャンペーンで割引をするといったことを展開しております。平成24年度実績でいきますと、久々にトラック以外、人それから乗用車については増えたところであります。そういうこともあって、今年6月、2隻の船がありますけれども、もうちょっと利便性をよくしようと、南海フェリーさんの判断で、ごろ寝するところを一部普通の椅子に替えて快適性を追求するなどイメージアップをしようということで、船の船体を薄いミカン色と薄いスダチ色にそれぞれ変えてイメージアップをするとかいう対策を講じてきております。

重清委員

フェリーは民間ですけど、飛行機も一緒にJALは民間ですので、やっぱり必要というところにはいろいろできる対策をしていって、やっぱり継続できるような対策を講じていただきたいと要望しておきます。

それと海部道路、先ほど児島委員が言われたように、やっぱり避難道としてもすべてこの道は命の道として必要でございます。先月アンケートをしまして、それで地元の海陽町また牟岐町のアンケートが出ていると思うんですけど、いろいろまだまだ手順を踏んでいかないといけない状況でございますから、今の現状を説明いただけますか。

新居高規格道路課長

阿南安芸自動車道海部道路の進捗状況についてのお尋ねでございます。

海部道路につきましては国土交通省によりまして、今年度から本格的に調査が進められておりまして、牟岐町から高知県の東洋町の間を対象にしまして、昨年12月11日、学識経験者など第三者から意見を聞くための社会資本整備審議会・道路部会の第1回四国地方小委員会が開催され、計画段階評価に本格的に着手したというところでございます。

現状でございますが、この計画段階評価の一環といたしまして、去る2月3日から24日にかけて、地域住民を対象とした道路計画に関する第1回のアンケート調査でありますとか、道路利用者へのヒアリングが実施されたところでございます。現在、国のほうで集計作業中と聞いております。

それから、今回のアンケートでありますとかヒアリングで出てきました地域住民、道路利用者からの意見、こういったものを踏まえまして、今後この第三者委員会におきまして、概略のルートでありますとか構造についての検討が行われる予定でございます。最終的に国のほうで計画段階評価の手続きが完了する見込みでございますが、この手続きが完了しましても、新規事業化までには必要に応じて都市計画の手続きでありますとか、その後の新規事業の採択時に必要になる評価手続きを経た上で新規事業化されると、そういうことになってございます。

県としましても、まずは計画段階評価の第1回小委員会が開かれて、アンケートもできたということでございますので、この手が円滑に進みますよう、地元の調整等国に協力してまいるとともに、引き続き一日も早い事業化に向けて全力で取り組んでまいりたいと

思います。

重清委員

今説明を受けましたが、まだ時間掛かるみたいですが、今やっぱり県南の国道55号は大體浸水いたしますので、代替道路として絶対必要なんです。それで児島委員が言われたように今避難場所、高台、タワーなど、いろいろしてるんですが、この道路が近くにあったらみんな逃げれるんですよ。ほんとうに今必要としているのはこの海部道路ですから、一日も早い事業化を強く要望しておきます。

それと河川。やっぱり今集中豪雨で川はもうバラス、砂利だらけです。なかなかのけられませんか。今海部川はもう何十万立米か何百万立米ぐらい堆砂しておりますが、これに対する対策は今ありますか。

森河川振興課長

委員のほうから、河川に堆積しております土砂対策ということで御質問を頂きました。

河川に堆積します土砂につきましては、流下能力を阻害することによりまして、浸水被害を助長するというところで、災害予防の観点からもその対策が必要であると我々も認識しております。このため、県におきましても河川の定期的な監視を行いまして、治水上支障があると認められた箇所におきましては、緊急性や重要性あるいは整備効果などを総合的に勘案させていただきまして、堆積土砂の除去あるいは敷きならしを実施しているところでございます。

委員のお話にございました海部川におきましても同様に、過去におきまして緊急性、重要性を勘案させていただきまして、一部の部分につきましては除去あるいは敷きならしをさせていただいたところでございます。

今後におきましても、河川の維持管理費などを活用させていただきまして、地元の皆様方の御要望をお受けいたしながら、緊急性の高い箇所から順次堆積土砂の除去あるいは敷きならしを検討してまいりまして、浸水被害の軽減に努めてまいりたいと考えてございます。

重清委員

今、緊急性、重要性と言いましたが、課長も海部川を見ていると思いますが、どうですか。緊急性ないですか。こんなゆっくり住民から要望と言いますけど、大部分の地域住民は要望していますよ。それに対する対策はどうするんですかという話です。

森河川振興課長

私も海部川の現場は見させていただいてございます。全体的に非常に堆積傾向がひどいということは私のほうも十分認識してございます。引き続き監視を行いますとともに、重要性のある箇所から適時除去、敷きならし対策を進めてまいりたいと考えてございます。

重清委員

それじゃ今年度の予算ではそれだけの予算は付けてくれてるんですね。当然、緊急性、重要性を勘案して、今年度の予算としては付いているということによろしいですか。今予算書を持ってきておりませんか。

森河川振興課長

来年度におきましては、予算の関係でございますけれども、河川海岸維持修繕予算といたしまして、今年度に対しまして117%という予算を計上させていただいておるところでございます。この予算を活用させていただきまして、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

重清委員

今年度またどういふ大雨が降るか分かりませんが、昨年避難勧告出ました地域でもございますので、絶対にあの河川が氾濫しないように、これだけは要望しておきます。氾濫したら許しませんよ。

それと、今、国のほうで国土強靱化基本法が成立していろいろ言っていますが、県は県土強靱化というのは考えてないんですか。先ほど児島委員が言われたように、いろんな老朽化が始まっていますよ。急傾斜のストーンガードにしる、いろいろさびてきたりしてるんですけど、橋だけじゃないですよ。それに対する対策はどうするんですか。何も計画を立てずに言われたところだけをやっていくんですか。今調査はできてるんですか。どうですか。

木具政策調査幹

県の長寿命化計画をどのように進めていくのかというような御質問を頂いたところでございます。

実は昨年11月、国のほうからインフラ長寿命化基本計画というものが出されました。その基本計画の中では、個別施設ごとの長寿命化計画の核としまして、メンテナンスサイクルを構築することや、メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減、平準化することというふうな方針が示されておりまして、各省庁と自治体の中長期的コストの見直しなどを示したインフラ長寿命化計画、いわゆる行動計画というのを平成28年度までに策定するということになってございます。

現在、国土交通省におきまして、その行動計画というものを今年度末には策定されるであろうと報道されているところでございまして、県としましては国土交通省からの行動計画の策定を受けまして、県の所管する公共事業の行動計画の策定に速やかに着手したいと考えております。

現状ですけれども、11月に示されましたインフラ長寿命化基本計画の中に、個別の施設ごとの長寿命化計画についての扱いが記載されてございまして、ちょっと読ませていただきますと「各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の

間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする」となっております。

現在県土整備部では、先ほど委員のほうからお話ございましたように、橋梁をはじめといたしましてトンネルとか排水機場、港湾、公園といった主要な個別の長寿命化計画というのは既に策定しておりますので、これに基づきまして戦略的な維持管理、更新を行ってまいりたいと考えてございます。

重清委員

先日もちょっと言われてね、やっぱり急傾斜のガードがもう既に何十年もたって、大分さびてきてるんですよ。これをどういうふうに計画に入れて直していくのか。橋とかいろいろな県の公共事業、ガードレールも一緒です。そこのところはどういうふうになってるかを聞きたいんです。平成28年度までに今からやるということですか。橋は先やって、港湾も先やって、そういういろんな県の分の全体はどうなってるかを聞いてるんです。せっかく国もそういう方向でいるのだったら、県もやっぱり県の施設をきちんとどうするかというのがほしいんです。言ったらするではなく、どういう方向であるかというのを。

木具政策調査幹

先ほどちょっと御説明させていただきましたけれども、今現在ある計画というのが、代用が利きましてそれがベースになります。今、国土交通省のほうで新たな行動計画を作っておりますので、それが出来上がった時点で、個別施設についても必要があれば見直してまいりたいと考えております。

それと個別ですけれども、先ほど説明しましたように、現在多くの主要施設についてはその個別の基本計画というのでできておまして、ただ平成26年度に新たに、海岸保全施設とか砂防施設については長寿命化計画を策定するというので進んでございます。

重清委員

他の橋梁と港湾施設はできてるんですか。今年は河川とか、河川はまだ見直しできてないけど。私が聞きたいのは、山とか道路関係の分はすべて。

今要望があるんですよ、いろいろ、さびてきてるぞと。こういうのは県土としての強靱化をしないんですか。今から地震を迎え撃つ、津波を迎え撃つという時に、地震があったらやっぱりストーンガードの網をきちんとしておかないといけないと思うんですけど、これをどうするのか。できているんだったらできていますと、いっぱいありますよ。できるんですね、これは事業として、もう頭に入っているんですね。

大和砂防防災課長

砂防施設の長寿命化計画については、昨年度、砂防施設の現状調査をいたしまして、平成26年度に長寿命化計画を国のほうでガイドラインを作成します。それと並行して県につきましても長寿命化計画を策定してまいりたいと考えております。

重清委員

それだったら、今さびて「危ない、危ない」と言われているやつは、来年、計画に入らないとやらないんですか。今年の事業でやってくれるんですか。そのところ、どうなっているのか。これだけはきちんとしてほしいということを要望して、返事だけで終わります。

大和砂防防災課長

砂防施設の老朽化といいますか、現在さびているやつとかいろいろございますけども、先ほどの河川とも同じなんです。重要な箇所、危険度を勘案いたしまして、順次ペンキを塗るなり直すなりの補修をさせていただいているところでございます。

寺井委員長

午食のため休憩をいたします。(11時53分)

寺井委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時03分)
質疑をどうぞ。

岸本委員

全体として2点ほどお伺いしたいと思います。

まず鉄道高架事業ですが、事前委員会で今後のスケジュールが示されました。Ⅰ期、Ⅱ期のスケジュールを簡単にもう一度御説明いただけますか。

九十九都市計画課長

徳島市内の鉄道高架事業のⅠ期計画、Ⅱ期計画のスケジュールについてでございますが、まずⅠ期のスケジュールから御説明をさせていただきます。

Ⅰ期計画については、延長が約2.9キロメートルの区間でございまして、全体事業費は約210億円ほどございます。このスケジュールにつきましては、平成26年度に都市計画決定を行いまして、平成27年度に国の事業認可を受けた後、平成28年度から本格的に事業に着手し、都市計画決定から約15年後の平成40年頃の完成を目指してまいりたいと考えてございます。

続きまして、徳島駅部を含みますⅡ期計画のスケジュールについて御説明いたします。

Ⅱ期計画につきましては、Ⅰ期区間の完成が見通せる時期といたしまして、Ⅰ期区間の現在線から仮線への切り替えが完了した時、それから鉄道高架の用地及びまちづくりの用地がおおむね完了した時に、Ⅱ期計画の都市計画決定に向けた調査等に着手することを目標としたいと考えてございます。この現在線から仮線への切り替えが完了する時、それから高架用地及びまちづくり用地がおおむね完了する時と申しますのは、Ⅰ期計画に着手を

した後は必ず訪れる時期でございまして、したがって、全体の4.7キロメートル区間を高架化するというような意思を表明したものでございまして。

岸本委員

大体Ⅱ期のほうの都市計画決定のめどというのはどれくらいになりますか。

九十九都市計画課長

時期的なお話を申し上げますと、先ほど申し上げました仮線の切り替え、それからⅠ期の用地がおおむね概成する時、その時にⅡ期の都市計画決定に向けた調査等に着手する、その時期といたしまして、平成30年代の半ば頃を目標としてございます。

岸本委員

分かりました。事前で御説明いただいたとおりかなと思っております。

事前委員会以降、徳島市議会のほうでも議論がなされたということで、お聞きしたところによりますと、市議会の開発特別委員会で平成26年度の鉄道高架の事業予算について議論され、最終的には、予算はおおむね了承というような決着になったと聞いております。ただし、それにはⅠ期、Ⅱ期の一括都決が条件だというように聞いておるんですけども、このことについてはどういうふうにお考えなのか。

それから、もちろん県市協調という言葉で言われておりますので、どういうふうこれを捉まえておるのかお尋ねをいたします。

九十九都市計画課長

まず、市の開発特別委員会が2月24日に開催されまして、今委員がおっしゃられたような、その委員の中には「全体を一括にするというようなことが前提だ」というような意見もあったというふうに、私も新聞報道のほうで聞いてございます。

それで、一括都決につきましては、実は徳島市から一括都決ができない理由と課題、それから全体スケジュールについて、徳島市からこういうことを示してほしいというような要請を受けまして、昨年11月からその提示をし、説明をさせていただきました。それで先月7日には鉄道高架の促進協議会、いろいろな関係者が集まる場におきまして、県の案として具体的に提示、説明をさせていただいたところです。

それで鉄道高架の促進協議会の時に、市長も、「全体として早く完成したい」と、「それにはどういう方法があるのか、県、市、JRが一緒になって考えていきたい」というような御発言も、その後の記者なんかの取材に対しておっしゃられておりました。ですから徳島市としても、全体をいつ頃までに完成させたいというようなお考えというものもあるかと思っております。

ただ、このたびの県の提案に対しまして、市のほうも市議会がこれから開催されるところでございまして、市議会の御意見なんかをお聞きするなどして、今後、市のお考えと、県の提案に対してお示しただけでないかなと思っております。

鉄道高架とまちづくりにつきましては、県市が協調して一体的に進めていくものでございますので、今回の県の提案に対する徳島市の御意向も十分お聞きした上で、そういう覚悟で今後、県と市と協議し、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

岸本委員

ということは、一括都決の可能性も残されているということですか。県市が協調して話し合いをしていくと。市の意見も十分踏まえて計画をしていくということで今御説明を頂いたんですが、一括都決もあり得るのかなというふうに感じるんですけど、どうですか。

九十九都市計画課長

今申し上げましたように、まず一括都決ができない理由とそれの課題、それから全体スケジュールについて、県の案として今お示しをさせていただいているところでございますので、これに対する市のお考えというものをお聞きした上で、今後のことについてもさらに県市で協議をしてまいりたいと思っております。まずは県からは、一括都決せずに分割的にⅠ期計画を先に進めるという御提案をさせていただいておりますので、そのことに対する市のほうの御回答といえますか、御意見を十分にお聞きしたいなというふうに思っております。

岸本委員

それでは、市のほうがこの課題に納得できないと言え、計画が頓挫するということですか。

九十九都市計画課長

市のほうの今回の提案に対する御回答というのは、まだ頂いてないので、それがどうなるかというのを現時点では申し上げられないところですが、鉄道高架事業については県が事業主体となってやっていくと。それと一方、まちづくりのほうについては市が事業主体となってやっていくということでございまして、費用の面に関しましても、県が事業主体となってやる鉄道高架事業に対して、市の御負担も頂きます。逆に市が行うまちづくり事業に対して、県のほうも費用を御負担していくというような関係もございまして。

それからもう一つ、鉄道高架事業とまちづくり事業は、私ども一体的に進めたいというふうに考えてございますので、それぞれ互いに密接な関係がある事業だと思っておりますので、進め方については、今後とも十分協議をしてまいりたいと考えてございます。

岸本委員

課題というのは、先般も事前委員会の資料に出ておりました車両基地の設備の検討、公共交通の利用促進につながる検討、東西道路の詳細な検討と、これ課題としては非常に重い課題で、十分詰めていかなければいけないと思うんですが、この鉄道高架はいつから言ってるんですかという話ですよ。もうかれこれ一番最初に話が出たのが昭和45年、それ

から佐古地区に着手といいますか、実際に動き出したのが昭和51年からやってまして、今この課題があるから一括都決できませんと言われたら、「ああそうですね」と言って、それなら今までの会議で何をやっていたんだということにもなりかねないなど、私が受ける側でしたらね。

この課題もっともですよ。ですけど今まで解決できなかった、何年かかっと思ったんですかと。それが、「じゃあ今度は一生懸命やりますから」ということで、受け側のほうが信用するのかと。そういったところ、少しいかがかなと。「いや正しいんです」と押し切るのか。協調でしますのでね、この課題についてどうだと。

ここはやっぱり、来年度都市計画を決定して、国の認可を得て、工事を平成40年をめどに実施すると。そして駅前の方は平成35年前後に都決をして、それからまた平成40年代後半と、まあ平成50年ぐらになりますわね。そういった形でやりますと。

これ、一から出た話でしたら納得できると思うんですよ。それよりも前に、平成16年に市との合意があって、それから状況が変わりました。しかし、平成17年、18年、19年と鉄道高架事業予算は全額繰り越しているじゃないですか。全然進んでいない、繰り越していると。ほら計画でお金はかかりませんでしたと、協議だけで3年間費やしましたと言うのかも分かりませんが、ここに例えば受け側のほうは「今こんな課題があります」と言われて「はい、そうですね、じゃあ一緒にやってみましょう」と言っていけるのかどうか。信頼関係ですよ。それがまさしく県市協調ということなのかなと思うんですが。

ここは、そういったゼロからのスタートというよりも、既にマイナスからのスタートだというふうな印象を受けております。そのマイナスのイメージをゼロからのスタートにするためには、一括都決ということができなくても、今後10年間造っている間に課題を潰しこんでどうこうしましょうというんじゃないでなくて、もっともっと早く、例えば平成30年、35年って言うんですけど5年早める。平成30年と言えば来年度の都決から3～4年以内ですよ。3～4年以内には駅前のほうも都決しましょうよと、それを目途に頑張りましょうよというふうな形でないと、とても納得し切れないと思うんですよ。

当然相談はしますよ。相談はしますが、それありきの相談だとなかなかうまくいかない。ですから市議会でも色々「だったらもう一括一括」と、既にちょっとヒートアップした状況になっているのかも分かりませんが、少しはこちらも譲歩してもっと早く、この課題だっていつまでも置いておける課題じゃないじゃないですか。もう既に何年も前から分かっている課題だと思います。今初めて分かった課題だと言うなら、「過去の予算は何に使っていたんですか」と、当然繰り越してましたから使ってないのかも分かりませんが、これに対してはどういうふうに思いますか。

人それぞれのとらまえの、主観もありますのでね。私はそういうふう感じておるんですけども、ある程度譲歩して一緒にやっていくという姿勢がないと、「一緒にやってみましょう」というふうにはなかなかならないと思うんですけど、いかがですか。

九十九都市計画課長

まず、Ⅱ期計画が持っております3つの課題につきましては、確かにこれまでも課題

に上がってございまして、それで今後、その課題の解決には一定の時間というのが必要なものだと思っております。それで、その課題解決に向けて、もちろんできるだけ早く解決をするように、県も市も両者とも一生懸命に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

もう1つ、そのスケジュールを御提示いたしましたのは、意味といたしましてI期計画を進める、それからII期計画の課題を解決していく、これを並行して進めていこうということです。それでI期計画を進めるほうが、まあ言えばクリティカルパスと言いますか、全体の工期に影響する側だというようなことで、まずII期計画を早めるためには、I期計画を早く進めるというようなことがII期計画を早く進め、全体が早く進む方法だということで御提案を申し上げて、それでI期計画も進めながらその間に課題解決を図っていこうと。それを平成30年代の半ば頃までにすると、全体の工程的には何ら遅れることがないというふうに考えてございますので、ある意味、その時期までに課題解決を図っていききたいという目標と言いますか、実際にはそれよりもっともっと早く課題解決をできるように、懸命に努力してまいりたいというふうに考えてございます。

岸本委員

よく分かりました。議論は平行線かも分かりません。

最後にもう一度だけお尋ねします。

並行して課題を解決していくと、ここまでOKです。その課題を解決していくのに10年かかるというのが、おそらく市としても県の姿勢に対していかがなものかなという疑問を呈しているんじゃないかなと私は思うんです。ですから、ここはもう少し短くする努力を、並行して解決すると。まあ3年が無理なら4年と、ないしはもう半分ぐらいの期間で本気になって課題解決していかないと、それからさらに4～5年置いたとして、平成35年になったとして、新たな課題が出てきますよ。

平成30年と言いましたら西暦で何年だったですかね、2018年、2020年の東京オリンピックの時には、徳島県の人口72万人になると言われてますよね。ですからもっともっと早く解決していかないと。当初からもう半世紀近くかかって、なおかつまだこれから15年、駅前の方はこれから10年かけて課題解決して、それからまた15年と、ないしは10年くらいですか。平成50年と。その時にはまた新たな課題ができていくんじゃないかなと。

悪く言えば、先送りしているように感じていたし方ないんですよね。この課題っていうのは前々から出ている分です。本気になって3年4年で潰し込んで都決しましょうねと。だけど一括はちょっと無理だけど、ここまで短縮して都決しましょうということで、市のほうに言ってあげないと、徳島市のほうは、費用負担が県と同じで1対1でしょ。ですから、なかなか納得できないというふうに思うんですよね。

県市協調ということでいくなら、県も折れるところは折れる。県と市が協調して6年以内とか、3年以内でできるなど。4年以内、5年以内でも結構です。もう少しこちらから譲歩した案と言いますか、短く。徳島市と協調していくためには、駅前周辺の都決を急ぐということが何を置いてもないんじゃないかなというふうに感じます。

同じ質問になりましたが、最後にこれに対してお答えをいただきたい。部長、副部長辺りからこの件について、本気で考えて、今までもずっと本気で考えられた結果なんでしょうけども、そのことについて御答弁いただきたいというふうに思います。

原県土整備部副部長

鉄道高架の都市計画決定の時期、Ⅱ期計画でございますが、目標をもってということでの御意見でございました。

私ども先に、平成30年半ばに都市計画決定というようなことで、できるだけⅠ期をやって、Ⅱ期をやると。先ほど九十九都市計画課長からもお話がありましたように、3つの大きな課題がございます。そういうことで、できるだけ早くできる方法として今回県から提示をさせていただいております。そういう意味で、3つの都市計画決定の課題というのは、県が解決すべき事項も、また市が解決すべき事項もでございます。そういう意味で、双方が都市計画決定に向けた協議をしっかりとやっていかなければいけないということで、今私どもが何年とかということはまだ、今の計画、平成26年の目標を持つということも、これまで市とも協議しながら提示させていただいております。

そういう意味で、先ほど都市計画課長からもありましたように、市のほうから、まずは市議会、市長さんからもできるだけ全体の計画を早く進める方法を、県、市あるいはJRと一緒に考えていかなければならないというようなお話もありますので、市の御意見もしっかり聞きながら、私ども今日委員からそういう目標を持つべきという御意見もいただきましたので、そういうことも踏まえながら、市と共有できる都市計画決定の時期について検討させていただきたいと、このように考えてございます。

岸本委員

是非、検討していただきたいと思います。そして市が「それなら」と言えるような計画にさせていただきたいと要望します。

この件は、徳島市選出の県議の私だけではなくて、徳島市選出の県議の皆さんとも十分協議をしたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それではもう1点、朝、重清委員からございました公用地の特別会計の不用額ということについてお尋ねしたいんですが、これのここ3年間、予算をどう組んで、2月で不用と、ないしは増額したなどということで、ここ3年間の推移を教えてくださいませんか。

篠原用地対策課長

用地特別会計のここ3年間の予算、当初それから補正等の御質問でございます。

まず平成22年度ですが、当初予算は約23億9,000万円となっております。補正はございませんで、不用額で約21億5,000万円を不用で決算で落としております。

平成23年度ですが、当初予算が約22億7,000万円。先ほどと同じく補正を行わず、最終的にその決算で不用額として約19億2,000万円を減額しております。

平成24年度ですが、当初予算約20億円に対しまして2月補正予算におきまして約12億

6,000万円を減額をし、決算の時におきまして不用額が約5億円といった過去3年間の状況となっております。

岸本委員

ほとんど80%以上が消化し切れてないと。90%の年もありますが、これは何なんですかね。さっきは細かな額まで聞かれてましたが、理由はやっぱり用地取得の難航なのか何なのか、それをお尋ねします。

篠原用地対策課長

約8割を減額等というところでございますけれども、特に今回もそうでございますが、用地取得につきましては、通常一般会計で基本的には取得を推進していくといったところがございます。それが一般会計が及ばない、不足をするといった場合に、こうした特別会計で一般会計を補完をしていくということでやってきたわけなんですけれども、そういう難航もございまして、一般会計で対応が可能になったということも過去にあったろうかと思えます。

ただ、特別会計を落とさずに、どんどん用地取得を進めて事業の進捗を図っていくということも非常に重要なことではあるかと思うんですけど、ただ全体の事業計画でありましたり、工事の計画着手時期等々もございまして、なかなかどんどん先駆けて用地を買っていくということも、また、一方で難しいところも現場ではあるかというふうに考えているところでございます。

岸本委員

先ほどもございました。難航して年度末までの見通しでなかなか買えない、それから補正予算で対応しましたということもありましたが、まず補正予算で対応して、出所が違うと言うんですか、「有利なもので買えるようになりました」と、これは大いに結構なんですけれども、補正予算というのは、元々当初予算に対して新たに投入して、需要創造、景気を良くしようという趣旨のものですわね。それを違うお金で、補正予算で買いましたと、だから当初あったのはお金を戻し入れますというのでは、プラスアルファでも何でもなくなっていると思えます。

有利なもので買えたというだけであって、一時的にはそういうことも発生するんですけども、当初に買う予定だったものは当初で買う。補正では新たなお金が来たわけですから、新たなところを買って事業着手をしていくと。ないしはそれは年度内執行だと言うんだったら、それはひっくり返ってもいいのですが、そういう形にしていけないと、補正予算を組んで県民の皆さんに「これだけ県が補正予算を組みました」と、「それが単なる先食いだけですわ」と、「その先食いしたお金は一般会計のほうにまた戻します」と言うのでは、補正のイメージはなくなりますわね。その辺はどのようにお考えなのか。

これは篠原課長のところがお金を預かっているだけで、県土整備部全部局の用地取得に絡むところの部局の話だと思いますから、皆さんにお答えを聞くというわけにもいきませ

るので、代表の方、副部長、部長で、補正予算ということについてどのように考えているのか、どうしてここまで何年も何年も80%以上のお金が返されるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

田尾県土整備部副部長

用地特別会計で不用が出ているということについてでございます。

先ほど、用地対策課長のほうから申しましたように、これまで20億円少々当初予算で組んでおりまして、それが平成22年度、23年度辺りは不用額が21億円、19億円といった額に上っております。

この特別会計のそもそもの性格ですが、改めて御説明するまでもございませませんが、公共事業で用地を事業費とともに取得していくというのが基本的なスタイルだと思うんですが、公共事業の前提となる用地の取得が、公共事業費の正に工事費に先んじて用地が取得できるという見込みが立ったというような場合に、機動的に用地を先行取得するという、そのための特別会計がこの公用地公共用地取得事業特別会計というものでございます。

ですので、通常の予算に先駆けて用地が買える見込みがついたので、用地を取得しておくというための、いわば我々の用地マン、用地対策課、各事務所にも用地の職員がおりますが、機動的に急ぎよ買えるようになった、あるいはこの事業したいんだけどもなかなか用地ができなかったという時に、事業費は使わなかったけれども用地は先に買えるという場合に、先んじて先行取得をしておくというのがこの特別会計でございます。

そういう特別会計の性格から申しますと、我々の用地マンが、県民の方の所に行って用地の交渉をする際にも、この用地特別会計があるために、いわば財布を持っているがために、交渉にも出向いて行けるということでございます。実際に、今年度仮に先行取得ができましたならば、今でしたら、公共事業の予算が付きましたならば、事業費とともに公共事業に、先行取得した用地を引き取ってもらって、翌年度において公共工事が進んでいく仕組みになっております。正につなぎの資金といいますか、そういう性格を持っておるところでございます。

そういう中で、平成22年度、23年度、先程用地対策課長のほうから申しましたように、23億円ほどの当初予算を持ちながら21億円の不用を出した。あるいは平成23年度におきましても、22億円の当初予算を持ちながら19億円の不用を出したという現状の中で、実は平成23年度の決算におきまして、岸本委員のほうから、用地特別会計とはいえ、そこはもう少し精査をして見込みを立てておくべきではないかというような御指摘を頂きまして、その際、その御意見を受けまして、平成24年度から2月の補正予算におきまして、できるだけ所要額だけを見込んで、2月の補正で減額をさせていただくといった手続を取らせていただいております。

平成24年度におきましては、20億8,000万円の当初予算に対しまして、2月の補正で12億円減額させていただきました。今回、18億9,000万円の当初予算に対しまして、13億円の減額の補正予算をお願いしているところでございます。

なお、この13億円の減額の中身でございますが、先ほど岸本委員のほうからお話があり

ましたように、一般公共事業のほうで5.5億円、正に補正予算で対応したというところでございます。

補正予算で対応したのであれば、それは景気浮揚策に結びついていないんじゃないかというお話でございますが、冒頭申しましたように、用地特別会計というものの性格が、用地の先行取得をしておく、用地取得を機動的にやっておくというためのものがございますので、結局のところはこの用地特別会計で取得いたしましても、いずれ一般会計のほうで、本事業のほうで再取得をするという仕組みになっておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

岸本委員

はい、2度ほど特別会計の性格の説明を受けましたが、それなら私のところに届いている声というのはどんなかなと思うんです。

例えば、内環状線、それから西環状道路、「この辺の用地を早く買ってくれ」と言われて、買うことに、障害がないように思うんですよね。お金があるのであるなら、先行取得しておくと言うのであるならなぜ先行取得しないのか、私の中では整理がつかんのですが、これに対してお答えいただけますか。

おそらく他の議員のところでも、「早く進めてくれ、用地買ってくれ」と言ってるが、「お金がないから買えない」なんていう答えを、陳情に来た方に言っている方もいらっしゃるんじゃないかなと。事実、私は過去に「今、お金が県財政も厳しいんで待ってください」と言いました。そういう声にはどんなに答えたらいいんですかね。特別会計でこれだけ持っているんですと、これは事前にお金を出してやっただけというお金をどんどん戻して行って、私は間違っただけを陳情に来てる方に言ってるのか。もう少し私や一般の方が分かるような説明をいただけますか。

田尾県土整備部副部長

用地の先行取得につきましては、あくまで機動的に用地を先行しておくためのものがございます。そうした中で、今、岸本委員のほうからお話がありましたように、実際には「用地を買ってもらいたい」という御希望をお持ちの方がいらっしゃるというところがございますが、我々といたしましても、実際に翌年度あるいは翌々年度ぐらに確実に事業化ができる、工事が発注できるというような相当程度の見込みのあるところにつきましては、用地交渉あるいは用地取得に臨んでおるわけですので、我々の用地特別会計という会計、実際に財源も持っておりますけれども、やはりできるだけ本事業にかかれる所から用地の取得に入っておるところでございますので、ひょっとすると「用地を買い上げてほしい」とおっしゃる方の御希望には必ずしも沿えないところもあるのかというふうには思っております。

ただ、我々としては、計画的に用地を取得して公共事業にかかれるところをまず優先して用地交渉に当たっている状況でございますので、御理解を賜りたいと思います。

岸本委員

場所によっていろいろあるんでしょうけども、例えば内環状道路などと言いましたら、南海トラフ巨大地震で津波が来るということで、耐震化もしたい、家の補修もしたい、それから建て替えもしたいとの声もありますが、都市計画道になって実際問題できない。

そして、県のルールは翌年、翌々年に事業ができるところしか買いませんということなら、その都市計画決定を外してあげたらどうですか。何年かかるんですかね。それかいつ買って、いつ道路ができるからと言ってあげるのか。私が想像する範囲ですけれども、実際、県のルールが足かせになってしまっているのではないかなと感じるんですけど、そのことに対してはどうですか。

九十九都市計画課長

内環状道路の住吉万代園瀬橋線の事業ですけれども、平成25年度は、当初予算3億円に加え補正予算2億2,200万円を頂きまして、トータルの事業費は5億2,200万円となっております。このうちほとんどが用地取得費でございまして、できるだけ事業費の確保に努め、早期完成につながるよう努めているところでございます。

岸本委員

またちょっと分からなくなりましたんですけど、「事業費の確保に努める」と。でも他方では「不用です」と言っているんです。これはどう理解するのですか。

田尾県土整備部副部長

今、都市計画課長のほうから申し上げましたのは、正にその街路事業でありますとか、そういう具体の事業についてです。それにつきましては、工事費プラス用地取得費がついてくるわけですけれども、そこに至らない段階で発動するのがこの用地特別会計と理解頂けたらと思います。ですが、用地特別会計も機動的に動けるからと言って、必ずしも買えそうなところをすべて買っていくということではなくて、やはり事業の進捗全体を見ながら買っていつている状況でございます。

岸本委員

余り納得できませんけれども、現実問題、内環状では5億円は買ったんでしょ。田尾副部長は、将来道ができるようなことでなければ買わないと言うのであるなら、5億円はどこを買ったんかという、単純な質問です。もう時間がないので、また後ほど聞くとしまして、来年度の予算、これは恐らく16億円ぐらいあったように思うんですが、この予算の執行は大丈夫でしょうね。これも8割返す予定ですよという予算ですか。

篠原用地対策課長

今、委員のほうから平成26年度の用地会計について、これも同様かという御質問でございます。

これにつきましては、用地取得費を約7億2,000万円計上させていただいております。当然、今般におきましては補正等ということがございましたけれども、この7億2,000万円の用地取得費につきましては、現在のところは当然、これを元に交渉を進め、それを執行していくというところでございます。

岸本委員

ちょっと資料を持って来てませんが、16億何がしかなあと思っていたのですが、7億円でしたか。

篠原用地対策課長

申し訳ございません。用地取得費が7億2,000万円と、それからもう一つは、先ほどからお話もさせていただいているんですけれども、土地開発基金へのいわゆる償還金ですね、これが9億4,000万円ということで、この分につきましては、今回、平成25年度分を平成26年度に償還をするということで、今回の補正で用地取得費が3億7,200万円に、今回の補正で減額をさせていただいておりますので、この差額が減額というふうには将来なっ
てまいります。最大でそれだけ減額になってまいります。

岸本委員

鉄道高架もそうでしたけれども、用地のほうについても、その都市計画決定というのをもう少し早く、ないしは機動的に運用していかないと、これだけ時代が早いですし、早く決定して、それこそ本当に御答弁にありましたように、早く事業着手ということだと思います。事業着手が本当にもう何十年もできないということであるなら、もうちょっと機動的に、1回外すというわけにもなかなかいかないのかもしれませんが、もう白黒つける時が来ているのではないかなというふうに思いますので、少し雑感も入りましたが、以上で私の質問を終わります。

丸若委員

ちょっと関連のほうから入っていきたいと思います。

僕はいつも思うんですが、やっぱり今回も1つのことで同じように議員は思っていると思います。いみじくも田尾副部長が今言われたように、県土整備部の方針としては、数年後に事業化できるようなところからでないと思えないんだということです。

このシステムを変えたらいい。

どういうことかと言うと、今言ったように、環状であったら、その対象区域になっている、いわゆる測量に入って本線が分かっていたら、例えば移転しようと思ってる人もいるだろし、お金がちょっとほしいと思ってる人もいろいろいると思います。ですからあくまでもどの路線、どの事業というやつは、やっぱり先に大きい意味での事業計画決定はする、これは対象のやつだと。

そうしたら、それが例えば決定してから施工が10年先であっても、土地を売りたいと思

ってる人から買ってあげたらいいですよ。その代わり「大体今の時点で評価に入るよ」と。評価に入ってしまったら、「今だったら買い上げ価格はこれですよ、100ですよ」と言っていたらね。事業化できるのは10年後だと言ったら、「本当はこれだけのお金の補償額ですが、まだ先ですから全部渡せるわけにはいきません」と。例えば、「今だったら10%ダウンになりますけど、それでよろしいか」とか。そういうことで条件を色々付けていってやっていったら、割と事業というのには進むと思うし、それぞれの用地にかかっている方も、自分の所の生活設計ができると思うんです。

僕がいつも言ってる西条大橋のほうからしても、徳島吉野線まで行って「それから先は、まだこれができるからです」ということではなくて、やっているのであれば、そういうシステムを変えて、10年スパンか5年か分かりませんが、買い上げのスキームを変えていって、そうしたらその地権者の方も納得ができるし、先にお金が必要のだったら、少なくともいけるということであれば、もちろん物価変動によっていろいろ変わるかも分からないけれども、これが2割であれ3割であれ、やっぱりそのところこそやっていったら、徳島発の新しいシステムになると思います。

それともう一つは、用地の担当者が行ったとしたって、まあ皆さん、多分用地交渉したら分かるだろうけど、一般の方っていうのは、役人に対して言いたい放題ですよ。それでなかなか売らないと交渉に入っていくと思います。ですから、その用地交渉に行くにしても、やっぱり市町村とか地域の方々と一緒に交渉に行くという、これもシステムを変えていくべきだと思う。

僕も町議の時から、道路の拡幅とか舗装とかよく言われましたが、僕はいつも一緒に行きました。町議の時だったら、「この道は、町が欲しいのと違う。お宅が欲しいんでしょう。」と。だから道路を拡幅するんだったら地主の説得は地元でしたらいい。そうしたら必ずできるから。

県でも一緒のことを言ってるんですよ。いくつか歩道で要望も出してますが、この県道の脇の歩道というのは、別に県が欲しいのと違う。これは地域の人々が欲しいのだから。だから用地は地域でするのが当たり前だと僕は思っているから、いつも要望を出すのは、必ず地権者の方の同意書というか、「地権者自体が要望主になってやってくださいよということできなかったら、県は付けてくれませんよ」と僕はいつも言っています。この歩道は県が欲しいのと違う。地域が欲しい。町道だって市道だって一緒だと思うんです。

ですからそういう意味で用地取得に対するスキームということと、用地交渉のスキームというものをもう一回練り直していかないと実効性がないと思う。皆さん方苦勞ばかりして行って、進まないということになると思います。ちょっと演説になりましたが、どうですか、これは違いますか。

田尾県土整備部副部長

ただいま委員のほうから、いろいろ御意見を頂いたところでございます。

公共事業を進めるに当たっての用地の取得の考え方というのは、先ほど来縷々御説明をさせていただいたような進め方で、用地特会というものを持っているにしても、できるだ

け県としてはコンパクトに動きたいというところもございます。ですので、用地ストックをどこまで抱えるかという問題もありますし、そこがどれくらいの事業期間で、道路なら道路という公共事業に結びついていくのかといったものを総合的に考えながら、今委員からお話があったようないろんな新しい考え方、取組も研究していかなければならないと思っておりますが、まずは現状、これまでのようなコンパクトな、あるいは機動的なやり方で用地取得してまいりたいと考えております。

丸若委員

だから今のスキームは分かっているし、それから地域のバランスということで、予算割り振りで考えているというのは分かります。でもやっぱり、せっかく特会として使えるのであれば、そういうふうな長期的なスパンの中で用地を取得するという考え方を付けるべきですよ。そうしたら工期の短縮にもつながるから。

隣の土地予算が10年前の約束が1,000万円だったと。だけど今だったら、その時は例えば2割ダウンだから、今だったら1,200万円ですがどうですかって言ったら、そうか、隣が1,000万円か、今度は1,200万円か、やっぱり契約書に印を押すって話になるんですよ、人間って。

だから、やっぱり1つの事業として、コンパクトと言いながら、トータルとしたらやりたい事業なんだったら、虫食いでもできるところから用地は確保しておいてやればいいんですよ。そして道路であれば、いよいよ反対だったら強制執行できるのだから。西新町の再開発と違って、強制執行できるのだから、そういうふうにはやったらいいですよ。

ですから、これは今どうのこうのという話ではなくて、是非考えていただきたいと思うし、そうしたら、お金というのはどんどん生きてくるし、我々議員にしたって、それぞれの地域で事業があって、自分のところにお金を引き込みたいと思ったら、その用地のほうの協力も地元の方々、市議会議員、町議会議員と一緒に協力しながら用地の確保ということもできてくるだろうし、自分達でこんなにやるんでなくてね。県道だからといって、県の方が欲しいというよりは、地域の方が欲しいんだから。

ですから、これについて今すぐどうのこうのではなくて、さっといかなかったらお金がどんどん減って行って、小さなお金を有効活用しようと思ったら、その事業自体のスキームというか、スパンを縮めるのも予算のすごい効率化ですから、当たり前なことだと思います。

是非これは考えていただきたいと思いますが、どうですか部長、徳島発。

中内県土整備部長

公共事業の進め方というところだと思います。

我々にとりましては、やはり社会資本の整備が進むように、そういったところで事業費を確保していく、そういったところから入るべきだと思っております。やはり今大変厳しい社会資本の整備の状況、公共事業を取り巻く状況になっておりますので、そういったところをしっかりと取り組んでいきたいと考えております。そうしたところで事業を促進し

ていくと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

丸若委員

まあぜひそういうふうなところで、広い意味での新しい公共と言うか、地元をどのように巻き込んでやるかというシステムを考えていただけたほうが、お金も有効利用できるし、厳しく追及される額も大分減ると思うしね。ただ、大きな意味での枠組みの変更ですから、これはやっぱりトップとよく協議をしての方針であろうし、全国にあまりないんであれば、その中で徳島発をどう作るかということをやりたいというふうに思ひます。これはこれで置いておきます。

それともう1点だけ、このマル新で、安全安心都市計画区域マスタープラン分析調査費ということが出てるんですけど、これは今度の浸水被害とかいって、今まで都市計画ができていた地域、あるいは市であれ、県が立てているのであれということかなと思うんですけど、この浸水地域、これ今ここに出てるのは、徳島東部都市計画区域ということになってるんですけど、これはどうなんですか。南方のほうもずっと同じような考え方で、地域の市町村が立ててるような計画も含めて同じように絡めていくんですか。ちょっと説明してください。

九十九都市計画課長

来年度、平成26年度に予定してございます、安全安心都市計画マスタープランの分析調査費でございますけれども、実は平成25年度につきましては、この分析調査の前の基礎調査というのを実施してございまして、これについては5市3町の徳島東部都市計画区域の範囲におきまして、県と市が共同でもって、人口ですとか産業、土地の利用状況、それから建物とか都市施設の状況など、そういう項目について分析、調査いたしまして、合わせて災害にも対応できるように、現在でしたら浸水区域の中の一時的避難可能地域、それから規制緩和による移転の可能地域など、そういう地域についてもGISを活用して、地図的にもお示しできるようなことも含めて分析調査をするものでございます。

範囲につきましては、この平成26年度予算の分につきましては、東部都市計画区域の範囲でございます。

丸若委員

あれですよ。色々避難の様子なんかを出している限りは、こういうことがないと、長期的なところで移転も進まないだろうしということだから、ここに書いてるように、やっぱり主体は市町村だと思うから、それぞれの所と協議しながらやってもらいたいと思ひます。とにかく規制があればそれを緩和して行って、調整区域であろうとね。これはこれですという方向でしょうから、全体で進めていただきたいと思います。

もう1つ、明日聞こうと思ってたんですけど、いつもこういうふうな被害想定ということが出てるんですけどね。これ今度はまた別の想定が出るということですけど、それは今度で最後なんですかね。

それともう1つは、ゼロ作戦というのがあるけど、死亡者ゼロね、ゼロの後はどうなってるというのは庁内で協議してるんですか。

意味分かりますか。高台移転するわね、行って「ああ良かった、命助かったな」と、でも戻ってきたら何もないと。これはもちろん国が一義的に色々策定してするんだけど、そういうとこっていうのはどんなんですかね。

それが今困ってるんだからね。なかったらいいですよ。特にしてないんだったら。(「ゼロ作戦で、逃げて、帰ってきたら・・・」と言う者あり)

はい、いいです。多分ないんだと思うけどね。

けどね、3.11の東日本大震災は原発という特異な事情があって、あれがなかったらもっと復興が早く進んでいるということは明らかだけど。しかしやっぱりゼロ作戦が執行されて、みんなの命は助かった。でもその次にみんな生きていけないから、それも含めて、考えるところは、全国初がどうのこうの言たって、僕はちょっと違うんでないかなという気がするんです。対応を立てようがないっていうのかもしれないけど、でもそれを言うんだったら、30年以内に70%前後だということ自体おかしいしね。

この間、アスティとくしまで美人過ぎる地質学者か、大木さんっていう人の話を聞いて、あの人、「おそらく5万年たっても地震予知なんかできないでしょう。しかし地震がこれぐらいの規模のものが起きるであろうということが、今の地質学で言うと想定はできます」と。「ですから、それにしたがついていろんな対策を練ってくださいよ」ということが、一番分かりやすかったんですけどね。

であるならば、今災害の所だったら、「これだけの津波が来てます、来てます」って言って、実際は地震があったとしても、ちょっとだけだった。それはそれで良かったなあだけど、でも最大の予防というところでやるのであれば、やっぱりそれ以降のことをやらないと。家も流されて行って、財産も何も無い、着の身着のまま、「食糧の備蓄は1週間だけあるよ」と、けど後は無い。「これからです」っていうのではだめだと思うしね。

繰り返しになりますが、一義的には対応は市町村ですよ。けどその中で、この間うち問題になった流通備蓄、あれにしたってやっぱり県の立場っていうのは広域だから、それぞれの市の中で融通し合いあう時のコーディネーター役を県がやらないといけないと思うから、トータルとしたらそのエリアの備蓄状況はどうなっているかを知っていないといけない。けど一義的に備蓄するのは市町村ということだろうし、これからゼロ以降ということも含めて、どういうふうな方針でされるかぜひ検討いただきたいというふうに思っておりますけども、現時点でどういう御見解ですか。

原県土整備部副部長

都市計画区域の範囲だけで申し上げますと、例えば都市計画区域の中で浸水区域があると、距離的な困難区域、そういう所が移転をして高台に行くとか、それから内陸部に行くというようなことで、規制緩和なんかをやるというようなことで、今後そういうマスタープランを作っていくと。県が大きなものを作って、市町村がそれによってまちづくりをやっていくということなんですけど、先程言った高台移転した後の土地とか、あるいは企業で

言いますと、例えば、企業はやっぱり活動する場所が平野部であればそこにいて、バックアップ機能として高台に行くとかいろんな考え方があろうかと思えます。

また、非常に津波が高くて、もうだめだと思われる方は、東北3県なんかでは高台まで集団移転をするというようなこともありますから、その集団移転した後というのは、全く利用はないというか、向こうで、今どういう計画をされているか分かりませんが、その高台に移転した機能というのは、やはりずっとそこで続くことになろうかと思えます。

ただ、残った後はそれを平時どう使うかというところの、そういったところはやはり町が県と一緒に知恵を出して、確かに150年に、また1,000年に1回かも分かりませんが、できるだけ安心だということで、高台移転という考えをお持ちの方は高台に行くし、そうでない方はやはり沿岸にいる可能性もあると思えますので、そういう歯抜けになって抜けていく土地があろうかと思えます。そういう土地を今後どう利用していくかというのも、都市計画の中で考えていくべきことだというふうに考えておりますので、それはやはり総合的に、将来どういうまちづくりにするかというところで検討していくべきものだというふうに、今考えているところでございます。まだ具体的にどういう形をとったところまでは、私どもはまだ知見を持ってございませんが、そういう方向は当然考えていくべきだと思っております。

丸若委員

変ですよ。やっぱり全国各地で津波想定ということで、それぞれの自治体が、また市町村でどういうふうに対応しようかということを中心に色々されてると、それがテレビなんかによく出ますよね。

どこだったか忘れたんですけど、それぞれ1つの部落の人に一軒一軒聞いて来て、「あなた逃げる意思ありますか」という話になってきたら、「もう私はここで死ぬから、かまわない」って言ったら、そこにステッカーを張って。これも僕は1つの生き様だと思うんですね。その人を無理やりこっちに連れて行って、90歳近いおばあちゃんを一生懸命皆が引っ張って行って、逃げ遅れて津波に遭って30歳の介護者が死ぬということは、一番不幸だと思う。

やっぱりそういうことも含めて、これはそれぞれの市区・町で考えたらいいと思うけど、そこら辺のところの情報を流して行って、本当にそれぞれの方が思っている生き様をこうやっていくということが必要であろうし、さっき言ったのは、このプランで高台移転している人はいいんですけど、津波地域でもやっぱりここでいて、お金の問題であったり、色々あっている人がいるかも分からないと。そうしたら津波に遭って亡くなるかも分からないし、逃げた方で、まだ元気な方だって家がなくなるかも分からないと。それが津波以後ということですよ。

ですからこういうことも含めて、やっぱりないほうがいいんだけど、トータルではやらないといけないし、これも私は早急にある程度固めてもらいたいと思ってる。何でかと言ったら、3.11以降この委員会でも津波津波ばかりですよ。うちだって活断層ばかりですよ。もっとそれはそれで1つの計画を立ててきちんとやって、連携して行って、そして

今思ってる想定の中で、それぞれの市町も協力して行って、「もうできたな、8合目まで行ったな、もう9合目まで来たな」と言ったら、それじゃあ次の段階でこの徳島づくり、それこそ少子高齢対策どうするんだとか、もっと前に向いてのいろいろな計画ができると思うんですよね、お金も含めて。ですからそういう意味で地域の市町と連携しながら、早くこれを完結させてもらいたいし、次の第2ステップに入れるような状況を作っていただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

庄野委員

社会資本の老朽化対策ということで、橋梁とかトンネルとか色々言われましたけれども、私も皆さんと同じように、やっぱり老朽化してきたやつをできるだけ早いうちに修理をして長持ちをさせる。そして公共の施設も、やっぱりできるだけ補修点検もしながら、長持ちをするような仕組みというのが必要だと思います。いつまでも予算は潤沢ではありませんので、そうした方向性で安全を確保しながら老朽化も防いでいくという長寿命化と言いますか、それを求めておきたいというふうに思います。

それと、この平成26年度当初予算案の主な事業ということで、県土整備部の中で18ページ、「とくしまスカイゲートウェイ活用拡大推進事業」ということで、徳島阿波おどり空港をどんどん活用して徳島に来てもらおうと、そしてまた搭乗者数を100万人にしようというふうなことでございます。

J1に昇格した徳島ヴォルティスの効果もこれからあろうかと思いますが、定着することがもちろん大切でありますけれども、これ見てみますと、松茂スマートインターでありますとか、県道徳島空港線の西への延伸でありますとか、四国横断道の開通、四国霊場開創1,200年、室戸阿南海岸国定公園指定50周年とか様々な部分がございます。それと今年度3月末に徳島東京線が12便化、過去最大ということで、徳島札幌線も8月にまた復活するというようなことでございまして、非常に明るい話題がてんこ盛りになってるんですけど、現状、今の徳島阿波おどり空港の利用者数が。空港が大きくなって延長されて、便数も非常に多くなってるんですけど、ここ5年ぐらい、どのぐらいの利用者数で推移をしているのか、まずお聞きをしたいと思っております。

秋川交通戦略課長

徳島阿波おどり空港の利用者数の推移というお問い合わせでございましたが、現在の徳島阿波おどり空港につきましては、東京線と福岡線の2つ入ってます。今御紹介がありましたとおり、この8月には久しぶりに札幌便が復活しますけども、現在は2路線ということで、とりあえず東京線だけに注目させていただきます。

平成24年度、これ有償だけでございますけれども80万人ということで、7年振りに大台に乗りました。その前平成23年度については70万1,000人、約でいかせていただきます。平成22年度については69万2,500人、平成21年度については65万2,656人。すみません、ここだけ小さくなりました。

そういうことで、知事の答弁にもありましたとおり、徳島阿波おどり空港になりまして非常に強い上昇気流が吹いていると。そうした中、日本航空さんは7便に増やし、全日空さんは昨年の10月に5便に増やし、この3月30日が過去最大の12便ということになっておりますので、私達としては、せっかくここまで増えた便でございまして、利便性も高いですから、しっかりと応援して、たくさんの人を県外から呼びたいですし、県内の人もたくさん利用して、東京方面また東京を利用して海外、その他の国内への飛行場へ乗り継いでいただきたいと考えております。

庄野委員

搭乗率というのはどのくらいなのでしょう。

秋川交通戦略課長

搭乗率については、すみませんが全体だけで言わせてください。東京便については、平成24年度は58%、平成23年度については56%、平成22年度は62%、平成21年度は56.2%ということで、当然便数が増えて機材が大きくなってくると人数が増えますけれども、搭乗率も若干落ちてくるというところですが、今回の機材ぐりを含めまして、機材が大きくなっても、思うほど搭乗率は落ちてないということ、それぞれの航空会社は思っていたようです。それで機材も増えたのではないかと考えております。

庄野委員

80万人を超えているということで、多分、平成25年度はもっと増えるだろうなという気はいたしておりますけれども、本当はかなり乗る方も増えているということで一安心はしたのですけれども、これを100万人にしていくということでございます。

平成26年度の予算に、国際連続チャーター便の就航促進ということで、県内に宿泊する海外利用客を3便以上輸送する国際連続チャーター便に対する助成等も行ったり、近隣地域利用者へのメリットの創出のために、近くの方々がラウンジを利用したりするのを無料にしたりとか。あとエアポートセールス推進ということで、東アジア、東南アジアや国際地方都市との新規路線を開設するために、積極的なセールスを実施することもございます。

確かに四国内では香川県、愛媛県は国外の定期便を持っておりますし、私も何度か高松市から乗って、韓国だったかに行った記憶もあるんですけど、県内の方々からは、やっぱりせっかくできたんですから、徳島空港から諸外国にも、近いところに行く便があったらいいのになあという声も随分聞きますし、外国からチャーター便で、香港ですか、来ていたんですけれども、今は中止しておりますが、やっぱりよそから来てもらうのもいいんですけれども、県内の方のいわば利便性、そういう便が徳島から東京と福岡だけではなくて、国内も含めてですけれども、飛べたら一番便利なわけですよ。

ですから、そういうふうなことも含めた働きかけを、これ積極的なセールスを実施するとありますので、かなりこれから力を入れてやられるんだと思いますけれども、やはり新規路線の開拓も含めて、県内の方々の意見も聞きながら、ぜひやってもらいたいなあと思

いますが、今のお考えをお聞きしたいと思います。

秋川交通戦略課長

正に御指摘のとおり、私どもといたしましては定期便も大事ですので、これの搭乗率を上げていろんな方に乗っていただくことも重要なんですけども、もう一つ、県民の皆さんが行ってみたいエリアに対して、たとえチャーター便であっても飛んでいくというようなやり方も重要かと考えております。そうした中で、私どもとしては、県内の旅行会社の方と機会があるごとに会って、「どんな具合ですか、県民の皆さんはどこか行きたい所ありますか」というような相談も実はしております。そうした中で昨年12月29日なんですけど、台湾の台中から地元の旅行会社がチャーターしてくれて、約100名の方が台湾に向かわれました。

旅行会社さんに聞きますと、チャーター便の価格の問題等もあるのと、いろんなしからみから、チャーター便をなかなか飛ばしにくいところがあるんですけども、やっぱり県民の利便性を考えると頑張っていきたいというようなお話も承っております。

国内のチャーター便も、昨年1月19日に石垣島方面に飛んでおりますし、現在国内線が1本チャーター便を募集していたかと思えます。これ催行になるかどうかということは、今、私承知していないんですけども、新聞にも載っていたと思うんですが、そういうことで、県民の方が行きたい所が、需要があるのであれば、旅行会社の方々も一生懸命やっていただけていると思っておりますので、そこらにつきましては引き続き連携して進めてまいりたいと考えております。

庄野委員

県内の旅行会社がチャーター便を出す場合に、県からはチャーター便に対しての幾らかの助成とかはないんですか。金額的にはあるんですか。

秋川交通戦略課長

国内のチャーター便については、県直というよりも徳島空港利用促進協議会という協議会がございます。これは県、松茂町、徳島市、徳島空港ビル、その他空港関係者とか経済団体で組織しておりますけれども、そこを経由して国内チャーター便であれば片道2万5,000円、往復であれば5万円という助成金を出しております。

庄野委員

やっぱり利用促進という意味であれば、そういうのもいいのかなと思います。というのも、やっぱり外国から来られる方々へのチャーター便に助成もしているのであれば、県内の方が「行きたいなあ」と思うような所に行きやすいような対策を取るということは重要なことかなと思いますので、やはりこれ搭乗者数を100万人にするということは並大抵ではないと思いますけれども、いろんな意味で鳴門市、松茂町、飛行場と言ったら、徳島県の玄関口でございます。またこれから利便性も良くなりそうなので、お金もかかりますけ

れども、是非エアポートセールスを頑張ってください、徳島の魅力発信をお願いしたいと思えます。

それと、徳島の魅力と言え、私は昔から何度も言っておりますけれども、県西部、県南部もそうありますが、いい所がいっぱいありますので、来た方々が宿泊をして足を伸ばすというようなこと、これは観光のほうで言わないといかんのでしょうけど、やっぱり来てくれた方にとどまっていたくというふうな、これは道の整備もそうありますけれども、やっぱりそのようなことをやっていただきたいと思えます。

特に、県南部の観光資源といいますか、魚釣りをよくするのですが、海から見た千羽海崖の辺りとか、室戸阿南海岸国定公園50周年と書いてありますけど、やっぱりこういう機会に積極的にアピールをして、来ていただくための努力を県土整備部もそうですし、また観光部局もそうありますし、やっぱり逃さないというふうな気合で、先ほどの用地をなかなか買い取らないでないかという話もありましたけれども、やっぱりみんなが連携しないとなかなかだめだと思えるので、できるところは一緒に、部局間連携をしてやっていただきたいなあとというふうに私は思えます。

それと、徳島札幌便8月開設ってありますけれども、昔札幌便があった時には季節的な運航だったように思うんですけど、札幌便ってずっと飛ぶんですか。

秋川交通戦略課長

今回の札幌便につきましては、とりあえず8月の1か月ということで聞いております。過去におきまして、平成22年が最後なんですけど、これは7月、8月という2か月でございました。今回、全てかどうか確認していないんですけども、日本航空さんが復活する路線については季節運航で、とりあえず1か月単位でいきたいようなことは承っております。

庄野委員

どうせならもうちょっとしてくれたらね、雪祭りの辺りぐらいでも。徳島県から札幌市に一発で行けるといのは非常にありがたい路線でありまして、大体伊丹空港に行ったり、神戸空港に行ったりしながら、皆さん乗り継いで行ってるんですけど、1か月だけというのはちょっと寂しい気もしますので、それってどうにかならないんですか。

秋川交通戦略課長

委員御指摘のとおりかと思えます。

ただ、日本航空が上場廃止になったあと再上場して、40数路線が廃止になったところで、再上場したきっかけとして、新たに取り組んでいきたいといった路線の中に徳島札幌線が含まれております。私たちとしては、1か月とはいえ、この期間にどれだけの人が乗ってもらえるのかというところがポイントかと思えます。私たちとしても札幌県人会と、これ東京本部なんですけども、連携して、向こうから来てもらう手立ても取ろうと思っておりますし、旅行会社の方々をお願いして、こちらから行ってもらう手立ても取ろうと思っております。

おります。ただやはりそこにたくさん乗っていただかないと、次なる手立てというのはできませんので、私たちとしても、今回8月だけのものが例えば冬の時期にも出て、さらに期間が増えてということを目指して頑張りたいと思っておりますので、僭越ではございますけれども、皆さん方もしっかり乗っていただくようにPRしていただいて、やっぱり季節運航便ってというのは6割じゃだめなんです。もっと乗らなければだめなので、PRしていただけますようどうぞよろしく願います。

庄野委員

これ1日に何便飛ぶんですか。定員は何人ですか。かなり人気があるように思うんですけど、これはいくらするんですか。

秋川交通戦略課長

まだ正式にはアナウンスされていない部分もあるんですけど、アナウンスされている部分で言うと、週3回だったかと思います。機材がB737なので、大体160人程度でないかと思います。すみません、正確な資料を持ってないんですが、多分そこまではアナウンスされていたかと思います。

庄野委員

お金は分からないんですか。

秋川交通戦略課長

はい。まだです。

庄野委員

週3回だったらなかなか使い勝手悪いかないという気はしますが、何はともあれ復活したということは非常にいいことだろうと思います。これをこの機会に、またさらに次年度、それが2か月になったり、3か月になったりするような交渉を、値段の交渉も含めてやっていただきたいと思います。

それと、その下に「徳島阿波おどり空港施設整備調査費」ということで、930万円ですか、調査とかスペース的なもので、免税店のスペースの規模だとか、国際便とか、そういうふうな際に混雑するので、税関とか出入国審査とか色々ございますけれども、もうはやくも手狭になったってことなんですかね。まだ造ってあまり時間もたっていないんですけど、やっぱり現在不足している施設や機能の合理的な検証を行って、整備をどこで行うかというようなことを調査するということになっているんですけど、やっぱり利用客も多くなったり、そういう海外との交流みたいなのがあって、やっぱり予測されていた面積よりも、施設の全体的なスペースが余計に要るようになったということなんですね。

秋川交通戦略課長

例えば東京徳島線12往復という話ですけど、大阪が飛んでいた時ですら11往復でございました。だから1路線としたら最大の路線数になってきておりますし、日本航空が飛ばそうとしている機材はB 767ですので、1機当たり約260名ということプラス、全日空のB 737が160名ですので、同時に着いたとしたら420名ですか。最大でその人々が出発ロビー、到着ロビーに入ってくるようになります。ですから当初からどうなのかというよりも、今運用している中でそういう課題が見えてきましたので、将来あるべき姿について今一度検証して、将来に備えていきたいというような調査費と御理解いただければと思います。

庄野委員

分かりました。

それと、同じ冊子で104ページですが、これ本会議でも言われていましたけど、「広げよう緑、花推進活動事業」ということで、「第25回全国「みどりの愛護」のつどい」の開催が鳴門市の大塚スポーツパークで、今年の5月24日の土曜日に、国土交通省と徳島県と鳴門市の主催、これは実行委員会形式で行われるということでありまして、「みどりの愛護」のつどいは25回目でありまして、県内外からも緑化関係者1,000名を招待して、記念植樹それから「みどりの愛護功労賞」等の表彰も行うというふうなことでございます。

今まで、私も「みどりの愛護」っていうのはあまり認識がなかったので、記念植樹をしたり、そういう取組については期待したいなあと思うんですけども、植樹の仕方っていうのは、私は鳴門市なんかも、スポーツパークの辺りも津波の心配もある所だろうと思えますので、植樹によって多重防御って言いますか、津波を減災するとかそういうふうなことを、私も「木を植えよう」って提唱して、本会議でも申し上げたんですけども、どういった植樹になるのか。それとまた、緑化関係者なんかはどういう基準で招待するのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

九十九都市計画課長

本年5月24日に開かれます「第25回全国「みどりの愛護」のつどい」でございますけれども、式典のほうは「みどりの愛護」の活動事例紹介、それから国土交通省の大臣表彰、それから県知事の功労者表彰などがございまして、その後鳴門・大塚スポーツパーク内で記念植樹をするというようなことでございまして、これまで24回の開催は全て皇室の御臨席をいただいているという栄えある大会でございます。

それで今、実行委員会を構成しております3者でその詳細については詰めていっているところでございまして、植樹については鳴門・大塚スポーツパーク内で植樹をするということまでは決まっております、詳細についてはまだ少し時間がかかる状況でございます。

それと招待者につきましては、広く緑化活動をされている方、同じく清掃活動とかをされている方、そういう活動をされている方を中心に御招待をさせていただこうということで、これについても今詳細を詰めているというところでございます。

庄野委員

まだなかなか中身があれでしょうけど、私がちょっと思ったのは、今のうちから、せっかく来てくれるんですから、子供達なんかも一緒に呼んで、津波対策、防災対策にも資するような植樹ができれば非常にいいかなあと。

ちょっと自分自身の考え方ですけれども、宮脇方式の、そういうふうなことが可能かどうか分かりませんが、宮脇先生は随分徳島県にも来てくださっているいろんな所で植樹を行っております。そういう意味で、県内にとっては非常に重要な先生だと認識いたしておりますので、もし県内外から緑化関係者を招待するというふうなことであれば、その1,000名の中に宮脇先生も候補として入れていただけたらありがたいかなと思って質問した次第です。

九十九都市計画課長

申し訳ないのですが、植樹の、例えば樹種だとか、御招待客についてもちょっと今詰めているところがございますので、今後検討させていただきたいと思います。

庄野委員

分かりました。こんなことも言ってたなあということだけで結構ですので、よろしくお願いします。

それから、今、繰越のことなんかも随分言われてまして、過去にも申し上げてきましたけれども、最後の委員会なので申し上げます。

やっぱり今まで人員削減とか超過勤務とか、かなりの部分あると思いますけれども、やっぱり事務事業の消長に見合った適正な人員配置というのを、きちんと人事当局に県土整備部として求めるべきだと思いますけれどもいかがですか。

安原県土整備政策課長

庄野委員から御質問がありました県土整備部の適正な職員体制ということでございますが、今まで何回か御質問いただいております。ちょっと繰り返しの答弁になるかと思いますが、前段から説明させていただきます。

県土整備部の職員数につきましては、本県における厳しい財政状況を踏まえまして、一般行政職員3,000人体制の実現に向けて削減基調が続く中で、平成24年度の750名から、平成25年度4月1日時点でございますが742名に減少しております。また、全庁内の土木技術の職員の総数につきましても、平成24年度418名から平成25年度は413名と、5名の減となっております。

こういう状況はあるのですが、事務とか技術の交流人事によりまして、他部局に配置しておりました土木技術職員を、平成25年度におきましては県土整備部に再配置したということによりまして、平成24年度の346名から、平成25年度につきましては348名と、2名の増員を行ったところでございます。

庄野委員がおっしゃるように、公共事業の予算の円滑、迅速な執行につきましては、県

民の安全安心，それから地域経済の活性化，雇用維持につなげるための早期の事業執行が重要だと考えております。そのことから，適正な，早期な事業執行のために必要な人員というのは，今まさに人事当局と折衝しておりますので，今一度，そういう早期の事業効果が発現できるような組織体制につきまして，人事当局に要望してまいりたいと考えております。

庄野委員

しっかり取組をお願いして，終わります。

達田委員

それでは何点かお尋ねをいたします。

まず1点目なのですが，海岸保全基本計画についてお尋ねをいたします。

この海岸保全基本計画につきましては，平成15年に策定をされて，いろいろとお仕事をされてきたと思うのですが，今回改訂をされたというのは，10年が経過して，社会環境とかニーズの変化への対応，それから何よりも東日本大震災が起きたということで，新しい津波対策への対応ということで，見直しがされているものと思います。

海岸のある自治体に住んでいる者にとりましては，本当に衝撃的な映像が毎日流れて，「本当に大丈夫なんだろうか」という声が聞こえてまいりました。県のほうにも，住民の方や自治体から「この海岸，本当に大丈夫でしょうか」というようなことで，いろいろと御意見が寄せられたんじゃないかと思うんです。

それで今回，136地区の海岸のうち優先度ランク1と，すぐにでもいろいろ手を尽くさなければならないということで書かれているんですが，これが41海岸あるということなんですね。

私も，この計画書の自分の地元の部分を見ますと，3.11以降「これ何とかしてもらわないと，危ないのではないですか」というような御意見が住民の皆さんから寄せられる。何か行事がありまして，地元の議員が行きますと，みんな住民の皆さんから言われるというようなことで，要望がたくさん上がってきておりました。

こういう要望が，やっぱり赤い線になって，ちゃんと計画として上げられているんですね。この計画を住民の皆さんが見たら，「うちの海岸の所をちゃんと計画に入れてくれるんだなあ」ということなんですが，ところがこの計画そのものが，今後20年～30年間に事業に着手すべき海岸ということで，今朝ほども河川のことを言われておりましたけれども，すぐに取りかかってくれる所もあるかもしれませんが，一番遅い所は「30年待つんだろうか」と。そして「もしかしたら，徐々に徐々にいつてたらもっとかかるんじゃないだろうか」というような心配が出てきているわけなんですね。

それで，この優先度1というところの，事業に係る優先度というのはどんなふうにして決めていくんでしょうか。

森河川振興課長

海岸保全施設の整備につきまして、今後の取組ということでの御質問だったと思います。海岸保全施設につきましては、先ほど委員のほうからも御質問がございましたけれども、海岸保全施設基本計画というのを策定いたしまして、防護をはじめ、環境、あるいは利用といった面を総合的に配慮した海岸整備の方向性を決めるものを平成15年に策定いたしまして、今回10年を経過しているということ、また東日本大震災の教訓を踏まえた新たな地震津波対策を盛り込むということで、現在も改訂作業を進めているところでございます。

それで、委員のほうからお話がございました、優先度ランク1の41か所の今後の整備ということでございますけれども、まず優先度ランクと申しますのは、地震津波対策、それと侵食対策あるいは高潮対策といったものの中で、優先的に今後20年～30年の間で事業着手をするという所を抽出させていただいたものです。

その41海岸の今後の整備についてでございます。

まず41海岸のうち9地区海岸におきましては、現在、国直轄事業あるいは県事業におきまして、侵食対策、高潮対策、あるいは津波対策といったものを事業中でございます。これらにつきましては、引き続き早期完成に向け、引き続き努力してまいりたいと考えております。

また、残る32地区海岸におきましては、背後地の土地利用の状況、あるいは整備効果、さらには津波地震対策で申しますと、津波の到達時間、このようなものによりまして、優先度を総合的に勘案させていただきまして、地元市町や関係機関とも十分協議を行った上、住民の皆さんの意見をお伺いをして、早期に順次事業着手できるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

達田委員

順次取り組んでいくということなんですけど、「津波がやって来るよ」ということで、「大変だ大変だ」という皆さんの御意見がたくさんあるわけなんですけれども、これについてやっぱり「広く県民の皆さんから御意見をお伺いしますよ」ということで、今パブリックコメントを募集してますよね。3月7日までということなんですけど、今ちょうど受付中ということですね。平成15年にこの基本計画ができた時も、いろいろと県民の皆さんの御意見はお聞きしているのではないかと思うんですけれども、さらに今回パブリックコメントもちゃんと行って、県民の皆さんからの御意見も伺って、そしてお寄せいただいた御意見は、計画の策定に当たり十分検討させていただいて、可能なものについては計画に反映しますということが書かれております。非常にこれはいいことだと思うんです。

今の状況で御意見がどんどん寄せられてきているという状況にあるでしょうか。

森河川振興課長

海岸保全基本計画の改訂におきましては、委員のほうからもお話がございましたけれども、今現在、オープンとくしま・パブリックコメント制度に基づきまして、基本計画改訂素案におきますパブリックコメントを実施しているという状況でございます。

今現在、意見が出てきておる状況という御質問でございます。

すみません。これはまだ集計中でございます。私のほうへ今現在情報として入っているところがございますけれども、意見といたしましては、御自身が御持参なされたもの、あるいはファクシミリで送っていただいたもの、あるいは電子メールで送っていただいたもの、多々ございますけれども、今現在、私どもで確認しているのは8通の御意見を頂いているというところでございます。

また、これとは別に、パブリックコメント自身に対するお問い合わせであるとか、御相談につきましても、お問い合わせいただいているという状況でございます。

達田委員

県民の皆さんの御意見をより多く頂くという作業が必要だと思うんです。特に3.11の震災以降、非常に御心配されている海岸地域の方々は「何とかしてもらいたい」という思いを非常に強く持たれているんです。特に私のほうもお聞きしておりますのは、高齢者の方に多いのですが、昭和21年の南海地震の津波を経験したと、小学校とか中学校の時に経験したんだということで、津波の恐ろしさというのが本当によく記憶に残っておられて、それでやっぱりそういう経験を生かした海岸作りをしてもらいたいという思いがものすごく強くおありなんです。「そういう御意見があるんでしたら、ぜひ県に送ってくださいよ」ということを私も言ったんですけど、「一体これがどこに置いてあるのか分からない」とか、「パソコンでホームページを見たら出てくるんです」と言いましても、「そんなことできない」とかいろいろ言われました。

ですから、せっかくこういう「計画改訂素案についての意見を募集します」という取組をしているわけですから、より多くの皆さんにまずこの素案を知っていただくということが一番だと思うんですね。

その取り組み、市役所のロビーとか、南部総合県民局のロビーとかには一応置いてはあるんですけど、残念ながら海岸地域の方というのは、そこまで行くのが大変なんですよね。遠いんです。なかなか行くことができません。私は、せめてその計画に上がっている地区の公民館とかそういう所に置いていただいて、いちいちバスに乗ったり車に乗ったりして行かなくても見に行ける場所に情報をちゃんと置いて、そして意見を多く寄せていただけるような、そういうきめ細かな取組が必要ではないかと思うんです。

どのパブコメを見ましても、2人でしたとか、全然意見がありませんでしたとか、本当に残念な状況がずっと続いてきたわけですが、この海岸保全基本計画については非常に大事な計画ですから、1人でも多くの皆さんが意見を寄せていただけるように、今からでも遅くないので、やっぱり住んでいる近くに情報が置けるように、是非していただけたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。

森河川振興課長

パブリックコメントの周知の方法という御質問かと思います。

今回の海岸保全基本計画の改訂におきましては、オープンとくしま・パブリックコメント制度の規定に基づきまして、徳島県のホームページに掲載させていただきますとともに、

徳島県内の24市町村におきまして閲覧していただいております。それと県の施設におきましては、県民サービスセンターなどの13施設におきましても閲覧いただいているところでございます。また合わせまして、今回、海岸保全基本計画の独自の取り組みといたしまして、徳島県のメールマガジンでございます「とくめる」におきまして情報BOXに掲載させていただくということと、あるいはマスコミの皆様方に御協力いただきまして、ケーブルテレビとくしま様、あるいはラジオのマスメディアの方々に御協力をいただいております。そちらのほうでも情報を提供していただいているというところでございます。

達田委員

今さっき私も言いましたように、貴重な御意見をたくさん持っておられる方というのは、津波を経験した方、かなりお年を召しておられます。そういう方がこの計画の図面を見て、「うちの前の海岸が赤い線で引かれている」というのを御覧になったら、そしたらこういう意見を寄せたいんだというようなのがあるんですけれども、とにかくこれを見るというのがホームページを見ないといけないとか、今おっしゃったように置いてある場所に行かないと見れないわけですよ。いつもメールを見れるという機械を持ってのわけでもありませんし。ですから、町内の方でしたら公民館というのが一番近いので、そういう所で呼びかけてもらって、意見がもらえるようにするのが一番いいんじゃないかなと私はそう思うんですけれども、何にしましても7日といたらあまり日がありませんので、とにかくこの計画素案を住民の皆さんに知っていただく、その取組を是非強力に進めていただきたいんです。

それで7日の日に間に合わなくて、もし7日の夜に送って、明るる週に着いても大丈夫でしょうか。

森河川振興課長

郵送などにつきましては、当日消印有効ということで我々のほうでは考えております。徳島県におきましては、県民の皆さんの意見をより多く頂くために、でき得る範囲ではございますけれども、この情報の周知徹底に当たっているところでございますので、御理解を願えたらと思います。

達田委員

こういう御意見をお持ちの方は、「堤防の高さが足りないんじゃないか」とか、阿南市の辺りの海岸、橘町なんかは、今、国道55号線が通っておりますその下は昔は海だったわけですね。火力発電所の所は海の底だったわけです。ですから砂とか水をくみ上げて土地にしていったという経過から、「液状化がひどく起こるんじゃないか」とか、いろんな心配をされているわけです。非常に昔のことを知っている人でなければ分からない、貴重なそういう情報がたくさん寄せられてくると思いますので、ぜひ皆さんの声を大切に、そして何よりもそういう声が寄せられてくるように工夫をしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次ですが、今までも取り上げてまいりましたが、やっぱり地震対策のために「住宅耐震化が本当に大切なんですよ」ということで、私どもも委員会なり本会議で取り組んできたんですが、前回、私は高知県へ行ったということで、その例を取り上げさせていただきました。徳島県も一生懸命取り組んでおられると思いますけれども、なかなか数がどっと、耐震化をする家が増えるというところまでいってないわけなんですよね。今回新たなマル新の事業として耐震化に取り組んでいくということなんですけれども、これちょっと高知県の資料を大きくしたんですが、平成22年から平成23年にかけて施工した数がどっと伸びているんですよ。そこがやっぱり「補助金を増やしましたよ」という所だそうなんです。

それで、年次的にずっと増えてきたグラフがあるんですけど、この平成20年のところで一旦増えて、また平成23年のところで増えております。最初はゼロとか10とかそんなんでずっときたわけですけども、この増えたところっていうのが、平成19年に改修の設計に対する補助ができました。そうしましたら平成20年からちょっと増えてきた。今までとは違う増え方をしてますね。そして平成23年8月に補助金30万円の上乗せをしましたというのがございます。そこでまたどっと増えているわけなんです。平成23年度は前年度に比べても50%を超える増え方ということで、非常に増えているんですね。

今、高知県の場合はいろいろと補助金が出ておりますけれども、例えば耐震改修が176万円かかりましたよという場合に、従来は補助金の20万円プラス60万円、それで80万円で、126万円の自己負担だったんです。それが今現在は、補助金20万円というのは設計の補助金なんですけど、設計の20万円、そして60万円プラス30万円、これは建築のほうですね。それで110万円の補助が出ますので、自己負担が96万円ということですよ。

色々なPRの仕方とか複合的にあるとは思いますが、やっぱりお金がね、「補助金が上がりましたよ」と言うのが、一番やっぱり効果的に目に見えていると思うんですよ。ですからこういう効果を上げるために、補助金をたくさんして、たくさん仕事が増えたら経済効果もその分上がっていきますので、決して損をするというような仕事ではないと思うんです。徳島県内の経済も非常に活性化してくると思います。そういう意味で、是非金額的にどんと補助を増額して、この事業がどんどん進むようにしていくべきだと思うんですけど、この点だけお尋ねをいたします。

松田建築指導室長

ただいま木造住宅耐震化事業についての御質問を頂きました。

高知県の事業の実施状況についていろいろと御説明をしていただきましたけれども、もちろん建築主の方にとっては、耐震改修をするための一定の工事費用がかかりますので、それを御用意していただくのは大きな課題であろうかというふうに考えてございます。ただ私どもといたしましては、当然耐震改修には工事費がかかるわけですけども、できるだけ低廉な工事で耐震改修が図られるようなこと、耐震シェルターでございませうとか耐震ベッド、あるいは耐震建具なんかの開発を行ってきているところ、ございませう、できるだけ低廉な工法で命を守っていただくというようなことも積極的にPRをしてまいりたいと考えております。

また、今年度から耐震リフォームの相談員の方を直接それぞれの御家庭に派遣して御相談に応じると、その中で簡易な改修計画等についても御相談に乗るというふうなソフト事業も実施をいたしております。

そして、来年度でございますけれども、新規事業といたしまして「待ったなし! すまい・たてもの耐震化事業」ということで、従来の木造住宅の耐震化事業と民間建築物に対する耐震化事業を合体させまして、木造住宅の部分については、住まいの安全安心なリフォーム支援事業について、できるだけ補助金が増額できるような制度設計を、新たに来年度事業としては実施してまいりたいというふうなことを考えておりますので、徳島県におきましても平成23年度以降、耐震改修の戸数、実績は着実にアップしてございますので、この流れをさらに加速させるように、引き続き努力してまいりたいと考えております。

達田委員

是非取組を今後とも継続し、また強めていただけますようお願いをいたします。

先ほどおっしゃいましたように、やっぱり改修工事費が低価格になるという、その研究も大事ですよ。そして熟練した技術者を増やしていくということで、これも大事なことだと思います。そのためにはやっぱり建設業に携わってくれる方がどんどん増えていくと、そしてどんどんと技術を身に付けていただくということも大事だと思いますので、是非そういう点でお願いをいたします。

それから、何よりも東日本大震災で防災意識が高まったこの時期に上乘せ補助を行ったということが効果を生んだと言われております。今、県民の皆さんの防災意識というのはかなり高くなっていると思うんです。ですからこの時期に制度を充実させて、より発展させていただいて、この事業がどんどん進むように是非よろしくお願ひいたします。これは海岸地域であるとか山であるとか関係なく、県下全域に関わる問題でございますので、是非よろしくお願ひをいたします。

次に、徳島汚水処理構想と流域下水道事業についてお尋ねをしたいと思います。

徳島県の汚水処理人口普及率、平成24年度末の数字しか持ち合わせてないんですが、これが52.6%ということになりましたということなんですが、ずっと全国最下位ということで、11年連続ですか、最下位でずっときているわけなんですよね。全国平均は88.1%という状況なんですけれども、徳島県は今「汚水処理構想2011、きれいな水環境の実現」というのを平成24年3月に策定して、将来に向けての本県の汚水処理施設の整備を効率的かつ計画的に推進するために、新たな指針とするということで策定をされております。

ところが、この処理構想の整備目標、今から17年後の平成42年度末でも汚水処理人口の普及率が83%ということで、今現在の全国平均にも届かないという状況ではあるんです。しかし、あまりにも遅れている状況を向上させていくという意味で、そういうふうになるのかなあとも思うんですけれども、これは相当強力な推進体制が必要だと思うんですが、どのようにして汚水処理を進めていくのか、具体的に教えていただけたらと思います。

川端水・環境課長

先ほど、委員の御指摘のあった汚水処理構想の関係でございますけれども、現在汚水処理構想につきましては平成24年3月に策定しております、その時の目標年次というのを平成42年度に定めてございます。平成42年度とはどういうことかと申しますと、国立社会保障人口問題研究所が、人口の将来推計を平成42年度まで立てられているということで、その平成42年を基準年次として定めたところでございます。

委員から御指摘のあったように、この汚水処理構想については基準年次が平成20年となっております。平成20年の行政人口が80万825人となっております。国立社会保障人口問題研究所等のデータを踏まえた徳島県の平成42年度の人口推計が、67万4,827人となっております。実に15.7%の減となっているところでございます。

さらに一方では、流域下水道管内につきましては、徳島市を除く人口になるわけなんですけど、徳島市を除く流域下水道管内は6.6%の減少になっていると。これはなぜかと言いますと、人口集積度が高いということで、将来的にも人口が減少しないというようなことでございまして、今後はそういった地域については、集合処理が有利であるというふうな判断のもとで、流域下水道を計画しているというふうなことでございます。その他の地域については人口減少度が非常に大きいということで、汚水処理構想も今の汚水処理種別を若干見直ししながら、地域の実態に合わせた汚水処理構想に見直していくことが、構想の見直しの主な要因となっております。

達田委員

「人口が減っていきますよ」と、県全体では減る。しかし今「流域下水道の計画区域内では6.5%減ぐらいですよ」ということで言われたんですけど、この事業そのものが、私どももずっと指摘をさせていただきましたけれども、いつ終わるのか分からないような、もう長々と続けられて、そして県も市町村も持ち出しというか財政負担が非常に大きいということで、もう行き詰まってしまうというようなところが全国でも出てきております。

そういう中で、やっぱりこの計画そのものを見直していかないかんのじゃないかということで、全国各地で見直しが進められているわけです。流域下水とか公共下水、農業とか漁業の集落排水とかコミュニティ・プラントとか、いろんな方法がありますけれども、やっぱり一番その地域に合ったもの、そういうものに見直しをしていきたいと思いますということで見直しをされていると思うんです。

それで、愛知県犬山市の場合を見てみますと、人口が7万人以上ある所なんですけれども、人口減少とか少子高齢化など、そういう変化を反映して、より効果的な汚水処理施設整備を目指すために構想の見直しを行うとして、個別処理。合併処理浄化槽による各戸の単位で行う汚水処理よりも、集合処理のほうが経済的に有利ですと。つまり家がいっぱいある所、そういう所。それと合併処理浄化槽にしたほうが有利ですと。飛び飛びに住宅があるという所に、そこに管をどーんと引いていくというのは非常に効率が悪い、お金もかかると、そういうことで見直しをするということで、集合と個別処理の2つの方法があるんだけど、今どういうふうにしたらいいかということとちゃんと見直しをして、汚水処理が適正に早く行えるようにしていきたいと思いますということと今見直しをしているので

すね。

その点で言いますと、やっぱり徳島で行っている流域下水道の計画範囲内を見ましても、家が密集している所もあれば遠くに離れている地区もありますので、なかなか進められない。特に市町村財政の悪化で、なかなか市町村の事業として進めていくことができないという所が出てきているわけですから、やっぱりここは見直しをしていけないといけないと思うんですね。

それでまずお聞きをしたいのは、1期計画がパンフレットなんかできておりますけれども、計画に対する進捗状況というのは、今どうなっているのでしょうか。

川端水・環境課長

1期計画でございますけれども、これ認可ベースで申しますと、平成25年12月末現在で人口ベースで約83%、面積ベースで約91%、平成25年度末での事業費ベースで約95%の進捗状況となっております。これはあくまでも認可ベースでの進捗状況でございます。

達田委員

人口ベースで書かれているので非常に分かりにくいんですけども、汚水処理の管を引いてくるのは、一人一人に引いてくるわけじゃなくて、各戸、家に引いてくるわけですので、戸数というのが一体幾つあるのかというのが問題になると思うんですが、全体計画の中で戸数がどれだけあって、そしてその中で今現在もう既に合併処理浄化槽が設置されているという戸数は分かるでしょうか。

川端水・環境課長

戸数につきましては、平成11年度に下水道の全体計画を立てた時の戸数は、一般戸数で約5万8,000戸でございます。その他の一般世帯以外の学校、事務所、工場等を換算すると、定住換算戸数は、約7万4,000戸になるというふうなことでございます。

達田委員

その内、今現在もう既に合併浄化槽を入れてますよという戸数が何戸でしょうか。

川端水・環境課長

下水道が整備され、供用開始されたところについて合併浄化槽が幾ら入っているのか、あるいは単独浄化槽なのかといったことについては、データとしては把握してございません。

達田委員

この処理構想の2011に書いた文章をそのまま読みますと、やっぱり計画の見直しにかかっていくのではないかと読み取れるわけなんですけれども、この構想の第5章の中で、下水道、農業集落排水施設等の整備促進、合併処理浄化槽の整備促進、汚水処理施設整備

の県民への普及啓発活動、整備手法間の調整及び今後の状況変化への対応、この4点が示されているわけです。

こういうふうに書かれているということは、やっぱりこの計画そのものを見直して、費用の負担を安く、そしてより早く汚水処理ができる方法を見出していこうと、前向きな姿勢で取り組まれているのではないかなというふうに読んだのですが、そうではないんでしょうか。

川端水・環境課長

まず旧吉野川流域下水道全体計画の見直しという質問だと思うんですけど、生活排水対策の県、市町村それぞれの役割について申しますと、基本的に生活排水対策の処理責任は市町村でございまして、市町村の権限と責任で各整備手法を判断していくこととなります。県としては生活排水対策の総合調整や実施市町村の指導助言を行う立場にあるということでございます。

現在の旧吉野川流域下水道計画は、3省合意の下水道事業における費用効果分析マニュアルに基づき、各市町ごとに適正に策定された下水道計画を県が平成11年に取りまとめたものでございます。

本計画の見直しにつきましては、先程申しました基本原則により、計画変更は市町村が主体的に判断していくものでございますけれども、国からは人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、適切に下水道計画を見直しすることとされていることから、こうしたことから、県としても汚水処理施設の長期的な視点に立った下水道計画となるよう、今後とも継続的に関係市町と十分協議していくとともに、地域の実情に即した最適な生活排水対策となるよう、着実に推進していこうというふうな考えであります。

達田委員

流域下水道事業というのが財政を著しく圧迫しているということを、これまでも指摘をさせていただいたのですけれども、平成20年に国のマニュアルにも地域特性の考慮、先ほどおっしゃいましたけれども、そう言われておりますし、県のこの構想の推進に当たりましても、「市町村が地域の実情に応じた効率的な整備を行うために、コスト縮減につながる新技術、広報等の情報の積極的な収集、提供に努めるとともに、市町村の事業計画や事業経営について助言を行うことにより市町村を支援します」と書かれております。ということは、やっぱり新しい情報をどんどん県のほうから提供していくと。そして決めるのは主体的に市町村が決めるのであっても、やっぱりどういうものがどうですという情報をきちんと提供していくという責任があると思います。

その一方で、この事業を進め、そしてまた見直しすべきところは進めながら、県全体として汚水処理がきちんと進んでいくように、合併処理浄化槽の普及、推進というのが非常に大きな重要な事業になっていると思うのですけれども、この合併処理浄化槽の整備促進に関して、予算が非常に落ちてきている。平成25年度と比べて平成26年度は同じ9,000万円なんですけれども、一時億単位で付いていた予算がどんどん減っているという状況で、

もちろん事業のやり方も違ってきていると思うのですが、合併処理浄化槽の整備、促進を進めていくという意味で、予算をきちんと付けて、そして市町村を支援するという体制を整えていく、もっともっと充実させていく必要があるんじゃないかと思うのですけれども、その点いかがですか。

川端水・環境課長

我々は、下水道も浄化槽も集落排水も汚水処理が一元化されておりますので、それぞれの役割の中で、総合的に汚水処理を推進していくのが適切と考えてございますので、例えばそうした浄化槽の個別処理の適するような地域については、特に市町村設置型浄化槽整備を積極的に働きかけるなど、今後とも必要な予算についても確保してまいりたいと考えておるところです。同時に市町村からも、ある程度の支援の強化が図られないかということもあり、合わせて我々としては考えているところでございます。

達田委員

地域の特性をきちんと把握をするということ、そして市町村と県の財政負担を軽減しながら、一日も早く徳島県の汚水処理の状況が、最下位というようなことから、せめて平均値に追い付くように、是非頑張っていたいただきたいということを申し上げて終わります。

岩丸委員

少し確認なり、要望なりをさせていただきたいと思います。

今日の委員会で、いろいろ議論出ておりました用地の取得に関してなんですけど、私はちょっとまた違った観点から、特にその公共事業に要するところの土地について、その単価設定というのはどのようにされているのか、再度確認をさせていただきたいと思います。

篠原用地対策課長

ただいま委員のほうから、公共事業における買収の単価について御質問を頂いたところでございます。

公共事業で買わさせていただける単価につきましては、その地域の標準地を幾つか設けましてそれぞれに鑑定を行いまして、まずは標準地の単価を決めていくと。さらにその標準地から、買わさせていただくそれぞれの各起業地、土地用地の単価を比準をしながら、最終的に単価を求めていくというふうな流れとなります。

岩丸委員

多分土地を持っている方も、その地域が良くなるとか、道が広がって良くなると思っておるので、よっぽどの人でない限りはできるだけ協力しようという格好ではいっているだろうとは思いますが、相当長い期間を要するような工事の場合、例えば最初に用地交渉に入った所の単価を見直すっていうのは、大体どれくらいの期間で見直していらっしゃいますか。

篠原用地対策課長

長期にわたる事業，これの単価の見直しについての御質問でございますけれども，例えば10年，15年，それ以上にわたる事業も多くございます。その場合，地価につきましては，現在は下落の基調でございますけれども，その間にやはり上がったり下がったりということもございます。したがって，現在大体四，五年ぐらいの間には1度はきちんとした鑑定を取りまして，単価を是正していると。ただその間，1年ごとにも，鑑定ということではないんですけれども，時点修正を行いながら，より適正な単価を求め，それで用地関係者の方々に提示をさせていただいているというところでございます。

岩丸委員

毎年微調整しながら，大きくは四，五年に1度見直しをするということですが，先ほど丸若委員のほうからもありました，先行取得しといて，ある程度実際にする時に，全体の土地の評価云々からいくらという見直しもしたらどうかという提言も出ておりましたけれども，例えば，それまでやっていたのを4年後なり5年後なり見直した時に，今だったら多分さっきもおっしゃっていたように，土地の単価というのは下がり傾向ではあると思うんですけど，極端に下がったり，極端に上がったり，例えば半分になったりというようなことがある場合もあるのですか。

篠原用地対策課長

用地の単価が，いわゆる極端な上がり下がりがあるのかないのかということでございます。

例えば長期にわたる事業，古くから行われている事業で，当該地域が将来的に用地の活用面において都市化が図られるなど，その土地の周囲も含めたいろんな状況ということから単価を設定すると。その後，いろんな経済変動でありますとか地価の大幅な低下等々いろんな諸条件の中で，時間がたてば，その周辺の土地の利用状況等の大きな変化の中で，その大きくなってというのが，5分の1も6分の1にもなるということはないと思いますけれども，格差が出たりする場合もあろうかとは思いますが。正確には何分の1っていうのは，私も詳細分かりません。

岩丸委員

例えば下がった場合にね，当然土地を持つてる人は，すぐ隣の土地を何年か前に交渉して，これぐらいで買ったということはすぐ分かることだし，親戚もいれば，ごくごく親しく付き合っている人もいるんで，「今度私の土地，これだけかかるんでこれぐらいだな」という腹づもりは皆していると思う。それが，ちょっと前に見直しがあったんで，一気に「これだけですよ」と言われたら，そりゃ「協力しようと思っても，できない」と言う人も多分出てこようかと思うので，そこら辺は是非今後とも十分御配慮していただきたい。

また，最初に地価を決めた時の鑑定の基本，それは，「今回は前の基本とは全く違った

ところからいくぞ」というようなことになったら、それもまた大変なことだろうと思います。1割ぐらい減っていくというのは、みんな仕方ないなあと思っているところもあるかと思うんで、是非そういったぐらいの範囲にとどめて、そういうことも含めて今後ともいろいろ進めていただきたいと思います。

それから、道路維持に関して少し質問をさせていただきたいんですけど、道路維持補修費というのがこの度たび24億8,000万円かな、道路維持費というんですかね。それで道路維持修繕に係る費用というので、対前年度5.6%アップぐらいで出てるのですが、これは当然舗装の修理・修繕というのも中に入ってるかと思うんですけれども、これはどの程度入っておりますか。

久保予防保全担当室長

今、道路維持費の分の内訳ということでありましたが、舗裝修繕も含めて入っております。

岩丸委員

いくらぐらいっていうのは分からないのですか。

久保予防保全担当室長

ちょっと今、手元に資料持っていません。また改めて。

岩丸委員

実は私、ちょうど要望をたくさんいただいて、昔からいろいろお願いもしているんですけど、実はこれ平成15年の要望書、それから平成17年、ずっと同じところの要望をして、なかなかこうしてくれないと。もう間もなく桜の季節になって山全体がしだれ桜の素晴らしい所がある、そこに入っていく入り口なんですけれども、実は県工事の関係で残土処理場もそのそばにあるってということで、10年少々前ぐらいからダンプがどんどん入り出しました。その頃から傷んだのが、いまだにいろんな工事の関係の残土を処理しているというのもあるかとは思いますが、もう相当傷んでおるといふうなことで、これ同じような文章できてるんですよ。「どこそこから、どこその区間、何百メートルについては、県工事の残土処理を、この残土処理場に大型ダンプで搬出搬入した結果、路面が傷み、通行に支障を来していますので、調査いただき、補修を要望します」というのが、実はこれ太田知事宛てで最初の要望が出ています。そんなことで十数年も前からの要望事項でもございますので、是非これについては1度調査いただいて、素早いというか、できるだけ早い対応をお願いしたいなど、これ1つ要望しておきます。

それから9月の委員会で重清委員のほうからお話があったと思いますが、除草作業、また支障木といったようなことについて、再度説明を頂きたい。発注がどのようになっているかとか、発注時期とかのことです。

ちょうど私のほうも子供の通学路等々で、今は冬時期ですから草はほとんどないんです

けれども、特に成長が著しい梅雨の時分になりますと、相当道路の中までくるということで、子供たちが非常に危ないなと常に感じております。そんなことでその除草作業をする発注時期とか発注方法、これについて再度説明をいただきたい。

もう一つは、特に私どもの県道なんかは、道路幅員があつたらほとんど歩道というのがないんですね。それからすぐ山になってる。その山については皆私有地、民地なんで、ここに生えてるのは、基本はこの所有者が刈らないといけないものなんでしょうかね。それかやっぱり県がある程度、上からの支障木なんかもあるんですけど、車の大型車の幅員の間については、県がちゃんと管理するというふうになってるんでしょうかね。ちょっとそこのところ、確認をさせていただきたい。

久保予防保全担当室長

まず道路の除草についてでございます。

道路の除草につきましては年に一、二回ということで、地元の業者さんのほうに、ある程度区間を区切って委託発注している状況でございます。それがまず1点。

それともう一つ、道路の支障木についてでございますけれども、道路はやっぱり道路空間を確保するというので、ある程度道路を通れるスペースはちゃんと道路管理者として確保しなければいけませんので、そこで邪魔になるような木等につきましては、所有者の了解をいただきながら、県のほうで刈っていくことが基本的な考え方でございます。

岩丸委員

分かりました。発注のタイミングというか、除草のタイミングが難しいところもあろうかと思うんですけども、いろいろチェックをしていただいて、特に子供の通学路辺りについては素早い対応を今後ともお願いしたいと思います。

それと支障木っていう点で言いますと、さっき雪の話が出ておりましたけれども、ちょうど私自身もあの日、14日ですかね、ここに出てくる用事があつたのですが、いわゆる渋滞ということについてはそれほどなくて、20分か25分ぐらいいつもより余分にかかったぐらいで来れたんですけど、実は竹が、特に2月ぐらいの雪って水気をよく含んでいるというか、それでちょうど佐那河内から大木に出てくる辺りのいわゆる孟宗竹が完全に倒れてしまって1車線を完全にふさいで、通れるのが1車線しかないというところで、いろいろ作業もしていただいておりましたが、ああいう竹につきましても、それが年に何度もあるっていうのだったら、その竹自体をどうこうするというようなことにもなろうかと思うんですが、そういうふうになるのは大体分かると思いますので、是非またお願いしたい。

本当に危ないわけですよ。下は凍ってるし、こっちの車線は通れない。ガードマンが止めてるとは言いながらなかなか止まらないということもあって、非常に危ないなというのを実際に自分で肌身に感じましたので、いわゆる雪の影響で竹が道路の交通に障害になるような所、そういった所も日頃調べていただいて、今後とも対応方よろしく願いいたします。終わります。

寺井委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

ないようでございますので、それではこれをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議あり」という者あり)

達田委員

議案第1号、13号、14号、54号、55号及び56号について反対です。

といいますのは、議案第1号につきましては鉄道高架事業の予算が入っておりましたり、消費税増税分の使用料、利用料が増と。ほんのわずかだと言いましてもやっぱり県民に負担をかけてくるということで認めることはできません。

また、公用地公共用地取得事業特別会計の議案第13号につきましては、これまでも言っただけでまいりましたけれども、交通渋滞の状況などもかなり良くなっている。そして当初に比べて必要性がちょっと疑問視されるんじゃないかということで、見直しが求められている内環状道路の予算が入っております。

また、議案第14号につきましては、先ほどの質問によりまして、見直しはされていない予算でございますので、これは認められません。

また、議案第54、55、56号につきましては、消費税関係の料金が、先ほども言いましたように県民にかかってくるということで、特に都市公園条例の一部改正につきましては、運動場でありますとか、体育館でありますとか、そういうスポーツ施設等の利用料です。特に徳島県は、スポーツを広く県民ができるような環境をといいいながら、やっぱり消費税増税の時は増税ということで県民の負担を多くするというので、これは認められないということでございます。

岸本委員

議案に反対というのではないのですが、この場での採決態度を保留させていただきたいということでございます。

議案第1号並びに議案第80号について、先ほど鉄道高架事業について質疑を行いました。答弁の中で、県市協調そういった議論がされているとはどうしても思えません。その点に関して我が党の市内選出議員と十分協議をしたいと思っておりますし、イコール会派の市内議員と協議したいと考えますので、採決態度をこの2議案について保留させていただきたいと、したがって退席させていただきたいと思っております。お願いいたします。

寺井委員長

岸本委員の退席の要請につきまして、許可をいたします。

(岸本委員退席)

寺井委員長

それでは、御異議がありますので、まず議案第1号について、お諮りいたします。

本件はこれを、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号についてお諮りいたします。

本件はこれを、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

(岸本委員着席)

次に、議案第13号、14号、54号、55号及び56号の5件については、御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号、14号、54号、55号及び56号の5件について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、以上の5件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、すでに採決いたしました7件を除く議案について採決をいたします。

お諮りをいたします。

すでに採決をいたしました7件を除く、県土整備部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、すでに採決いたしました7件を除く、県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(起立採決)

議案第1号、議案第13号、議案第14号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、
議案第80号

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第15号, 議案第16号, 議案第57号, 議案第66号, 議案第67号, 議案第68号,
議案第69号, 議案第70号, 議案第91号, 議案第92号, 議案第93号, 議案第94号

次に, 請願の審査を行います。

お手元に御配付しております請願文書表を御覧ください。

初めに, 請願第2号「徳島県南部健康運動公園について」を審査いたします。

本件について, 理事者の説明を求めます。

中内県土整備部長

徳島県南部健康運動公園につきましては, これまで野球場, 多目的広場, テニスコート
8面等の施設を順次供用するとともに, 引き続き, 南海トラフ巨大地震等に備えた防災拠
点としての機能強化を図っているところでございます。

陸上競技場につきましては, その整備手法について十分検討するとともに, 地元阿南市
やスポーツ関係団体の御意見をお聞きし, 取り組んでまいりたいと考えております。

寺井委員長

理事者の説明は, ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

児島委員

最後の議会でございますので, この件について採択という形で申し上げたいと思います。
今, 御案内にありましたように, 野球場, そしてまた, テニスコート等々出来上がってお
ることは本当に感謝するわけではありますが, ここの請願にありますように, 今の県の鳴門
の陸上競技場にしましても, やはり徳島ヴォルティスがJ1リーグに上がったということ
で, 整備をはじめ, いろんな力を入れていただいておりますが, その反面,
やはり陸上競技の使用が非常に厳しくなっております状況があります。そんな中で, 南部運動
公園の陸上競技場, そしてまたサブグラウンドとしてのサッカー場を早期に整備してい
ただいて, そして特に, 中学校とかは海部の果てから競技については鳴門競技場まで通っ
ておるわけでございます。それが, 冒頭申しましたように非常に厳しい状況になっておるこ
とから, 県営ということでございますけれども, やはり負担から維持管理は阿南市の方が
やっておるわけでございますので, その点も踏まえて是非とも採択を取っていただいで,
早急に企業等の協力も頂かなければなりませんので, よろしくお願いをいたしたいと思
います。

寺井委員長

それでは意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第21号「県管理河川「岡川」の改良・改修工事について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

中内県土整備部長

岡川は昭和46年度から阿南市道文化橋から上流3.4キロメートル間の河川改修に着手しております。清水橋上流から県道羽ノ浦福井線西方橋の間につきましては、本格的な改修工事に着手するまでの対応として、現地の状況を十分把握した上で、治水上支障となっている場合には伐木や浚渫等の対応を行ってきたところであります。

岡川は改修延長が長いことから、早期に改修効果を発揮させるため文化橋から国道55号清水橋までの約1キロメートル区間を重点区間として集中的に整備を進めているところであります。

清水橋上流部の改良・改修工事につきましては、下流部の整備に引き続き「多自然川づくり」を基本として整備を進めることとしております。

今後とも地元関係者の御協力を得て、早期整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

寺井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第23号「卯辰トンネル(仮称)建設の早期実現について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

中内県土整備部長

主要地方道徳島北灘線、大麻町桧から北灘町折野間につきましては、北灘町折野で改良

工事を進めており、今後とも早期完成を目指して整備促進に努めてまいります。

また、卯辰トンネル(仮称)につきましては、残る未改良区間の整備状況や道路予算の状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

寺井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、意見が分かれたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第27号「一般県道大京原今津浦和田津線の自歩道(通学路)の設置について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

中内県土整備部長

県道大京原今津浦和田津線の阿南市那賀川町江野島から小松島市坂野町の間につきましては、一般国道55号と並行し、地域の方々の生活道路としての役割を担っています。

陸上自衛隊徳島駐屯地が、那賀川町小延地区において、平成24年3月に開設されたところであり、当該路線の自歩道の設置につきましては、今後の道路交通量の動向や道路予算の状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

寺井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「採択」と言う者あり)

(「継続」と言う者あり)

児島委員

これも最後の委員会になりますので申しておきたいわけですが、今御説明がありましたように、残念なことに、このままの県道では津波で浸かるところでございます。自衛隊自体が津波時には出て行けないような状況の中にあるわけでありますから、自衛隊や国の方にも働きかけ、また市の方はもちろんでありますから、市道、そして自衛隊からの方の道路として、整地をしたいというような国への陳情も行っておるわけでございます。

その足下の県道の方は、これは歩道となっておるわけですが、目的はもちろん津波の時に出て行きやすい道路であるわけでありますから、その点を十分察していただいて可決をしていただく方が、国に向けても、そしてまた、市の方に向けても陳情がしやすいということですので、どうぞよろしく願いをいたします。

寺井委員長

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定をいたしました。

それでは、これをもって請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第2号、請願第21号、請願第23号、請願第27号

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき深く感謝の意を表する次第でございます。

また、審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重せられ、今後の施策に反映されますよう、強く要望してやまない次第でございます。

終わりに当たりまして、皆様方にはますます御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のため御活躍を頂きますよう祈念いたしまして私のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

中内県土整備部長

県土整備部職員を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。

ただいま、寺井委員長さんから丁重なごあいさつを頂きまして、恐縮に存じます。

寺井委員長さん、長池副委員長さん並びに各委員の皆様におかれましては、この一年間、県土整備部行政につきまして、終始熱心に御審議、御討議いただくとともに、適切な御提言、御指導を賜りまして、誠にありがとうございました。

頂きました数々の御提言、御指導につきましては、県土整備部職員一同、十分肝に銘じまして事業の推進に努力してまいりたいと存じますので、今後とも引き続きなお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、各委員におかれましては御健康に留意され、県勢発展のため今後ますます御活躍されますよう祈念いたしまして、誠に簡単ではございますがお礼の言葉といたします。

一年間、どうもありがとうございました。

寺井委員長

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。(15時47分)